

役員等の構成の変化などに関する  
第18回インターネット・アンケート集計結果  
(指名委員会等設置会社版)

平成30年4月27日  
公益社団法人 日本監査役協会



## 目次

総括	5
アンケート実施状況	10
回答会社属性	11
I 定時株主総会後の各社の役員等の構成について	12
問 1-1 取締役・執行役の人数	12
問 1-2 三委員会の委員構成	12
問 1-3 委員会の兼務状況（社外委員）	13
問 1-4 委員会の兼務状況（社内委員）	14
問 1-5 取締役指名の際の委嘱委員会の明示の有無	14
問 1-6-1 社外監査委員の前職又は現職	15
問 1-6-2 社外監査委員の兼務社数	15
問 1-7 社内監査委員の前職	16
問 1-8-1 監査委員以外の社外取締役の前職又は現職	16
問 1-8-2 監査委員以外の社外取締役の兼務社数	17
問 1-9 社外取締役と会社との関係	17
問 1-1 女性役員の数	18
問 1-2 三委員会の委員構成（女性）	19
問 1-10 独立役員の出出状況	20
問 2-1 監査委員会の委員長・議長	20
問 2-2 監査委員会における議事の出案作成者	20
問 3-1 監査委員会事務局スタッフの数	21
問 3-2 監査委員会事務局スタッフの兼務部署	22
問 3-3 監査委員会事務局スタッフに対する人事同意権等の有無	22
問 4-1 内部監査部門等のスタッフ数	23
問 4-2 内部監査部門等の部門長の役職	23
問 4-3 監査委員会による内部監査部門等の部門長への人事同意権の有無	23
問 4-4 監査委員会による内部監査部門等への指示等	24
問 4-5 内部監査部門等の組織上の位置付け	24
問 4-6 内部監査部門等からの報告（平時）	25
問 4-7 内部監査部門等からの報告（有事）	25
問 4-8 監査委員会と内部監査部門等との連携①	26
問 4-9 監査委員会と内部監査部門等との連携②	26
II 定時株主総会に係る各種実務手続及び期末監査について	27
問 5 「財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているもの」の事業報告への記載の有無とその内容	27

問 6-1	内部統制システムに係る取締役会決議の見直しの有無	28
問 6-2	内部統制システムに係る取締役会決議について見直した項目	29
問 6-3	内部統制システムに係る取締役会決議の見直しの契機	30
問 6-4	事業報告における内部統制システムの構築・運用状況の開示	30
問 7-1	監査委員会における監査委員会監査報告作成の審議回数	30
問 7-2	監査委員会監査報告作成に至るまでの監査委員間の調整	31
問 7-3	監査報告における監査委員の個別意見の付記	31
問 8-1	決算短信の作成の有無	32
問 8-2	決算短信の取締役会付議状況	32
問 8-3	決算短信の監査の有無	32
問 8-4	決算短信の監査の内容	33
問 9-1	有価証券報告書の作成の有無	33
問 9-2	有価証券報告書の取締役会付議状況	33
問 9-3	有価証券報告書の提出時期	34
問 9-4	有価証券報告書の株主総会前提出会社の提出時期	34
問 9-5	有価証券報告書の監査の有無	34
問 9-6	有価証券報告書の監査の内容	35
問 10-1	株主総会における監査委員会からの口頭報告の有無	35
問 10-2	株主総会における監査委員会に関連した質問の有無	35
問 10-3	株主総会における監査委員会に関連した質問の内容	36
問 10-4	株主総会における監査委員会に関連した質問への回答	36
Ⅲ 取締役会の状況と監査委員会の日常活動について		37
問 11	他の委員会との連携の状況	37
問 12-1	取締役会の年間の開催数及び議案数	37
問 12-2	取締役会の平均所要時間	37
問 12-3	取締役会の運営の変化	38
問 12-4	取締役会における監査委員の発言状況	38
問 12-5	取締役会における監査委員の発言内容	39
問 13-1	取締役会以外で出席する会議	40
問 13-2	経営会議等における監査委員の意見による執行側提案への影響	41
問 13-3	出席する委員会	42
問 14-1	個別事象に対する監査委員の対応	43
問 14-2	社長・経営トップとの対話機会	43
問 14-3	執行役との情報共有	44
問 14-4	監査委員でない社外取締役との連携	44
問 14-5	監査委員でない社外取締役との情報交換等の頻度	45
問 15-1	会計監査人の報酬同意に関する担当執行役等からの情報提供の有無	46
問 15-2	会計監査人の報酬同意に関する担当執行役等からの情報提供の時期	46
問 15-3	会計監査人の報酬同意に関する会計監査人からの情報提供の有無	46
問 15-4	会計監査人の報酬同意に関する会計監査人からの情報提供の時期	47
問 15-5	執行部門と会計監査人の折衝状況の把握	47

問 15-6	会計監査人の報酬額に関する取締役会への付議状況	48
問 15-7	会計監査人選任議案の決定プロセス	48
問 15-8	会計監査人の選任又は再任	49
問 15-9-1	会計監査人の再任に関する監査委員会における審議等	49
問 15-9-2	会計監査人の再任に関する経営執行部からの確認依頼	49
問 15-9-3	会計監査人の再任に関する監査委員会の決定	50
問 15-10	会計監査人の評価基準	50
問 16-1	財務報告内部統制報告書の提出会社	51
問 16-2	財務報告内部統制報告制度に関する監査人との連携	51
問 17-1	監査委員会への報告体制	52
問 17-2	監査委員会に報告をした者が不利な取扱いを受けない体制	52
問 17-3	監査委員会の費用等に係る体制	52
問 17-4	内部通報制度	53
問 17-5	監査委員会への通報窓口の有無	53
問 18-1	監査委員の報酬等の制度	54
問 18-2	監査委員への賞与の支給の有無	54
問 18-3	監査委員の年額報酬額	55
問 18-4	常勤監査委員の月額報酬レベル	58
問 18-5	三委員会の委員の手当	58
IV 会社法改正の影響について		59
問 19-1	監査等委員会設置会社への移行①	59
問 19-2	監査等委員会設置会社への移行②	59
問 20-1	責任限定契約①	60
問 20-2	責任限定契約②	60
V コーポレートガバナンス・コードへの対応		61
問 21	コーポレートガバナンス・コードによる変化	61
問 22	監査委員会の実効性評価	62



## 総括

### I 定時株主総会後の各社の役員等の構成の変化について

#### 1. 取締役会をめぐる状況

- 取締役総数の平均は全体で 10.20 人と、前回とほぼ同様の水準である。社外取締役の平均人数 5.34 人、社外取締役の割合 52.4%も前回とほぼ同様の水準である。また、社外取締役が過半数の会社の割合は 63.4%と前回から 16.2 ポイント増加し、過半数を大きく上回った。執行役総数の平均は 12.90 人で、前回から 2.21 人減少しているのに対し、取締役兼務者は 3.17 人と前回から 0.39 人増加している(問 1-1)。
- 監査委員以外の社外取締役の前職・現職としては、「会社と無関係な会社の役職員」が 39.0%で突出して多いが、社外監査委員の場合は前回最も多かった「会社と無関係な会社の役職員」が 12.2 ポイント減少し 21.1%となり、「公認会計士又は税理士」が 22.0%で最も多く、「弁護士」も 20.2%となり拮抗している(問 1-6-1、問 1-8-1)。
- 社外監査委員、監査委員以外の社外取締役のいずれも、兼務先を持っていない場合が最も多いが、兼務の比率と兼務社数については他の機関設計に比べて多くなっている(問 1-6-2、問 1-8-2)。
- 社外取締役と会社との関係は、独立性の高い項目の中では、「会社と全く無関係」が最も多く 18.1 ポイント減少して 32.9%となったが、次いで多い「日本弁護士連合会等」は 6 ポイント増加して 9.6%、「人材派遣業等の紹介」が 2.5 ポイント増加して 8.2%となっているが、人数は横ばいもしくは減少している。独立性の低い項目では、「会社の資本・取引関係」が会社法改正による社外要件の厳格化の影響により第 15 回 24.8% (8.1 ポイント減少)→第 16 回 15.5% (9.3 ポイント減少)→第 17 回 8.9% (6.6 ポイント減少)と連続して減少していたが、今回は 6.2 ポイント増加している(ただし、人数自体は減少している)(問 1-9)。
- 女性役員がいる会社数は、前回から 4 社増加し、全体で 7 割に達し、監査役(会)設置会社(22.6%)、監査等委員会設置会社(27.6%)より多くなっている(問 1-1 女性役員の数①、監査役(会)設置会社版問 1-1 同①、監査等委員会設置会社版問 1-1 同①)。
- 独立役員として届け出た社外取締役の平均人数は 5.05 人であり、これまで増加傾向にあったが微減している(第 15 回 4.05 人→第 16 回 4.64 人→第 17 回 5.18 人)(問 1-10)。

#### 2. 監査委員会をめぐる状況

- 監査委員会の委員長・議長は社外委員が選任されるケースが多く(73.2%)、特に社外非常勤監査委員が 6 割を超えている(問 2-1)。
- 監査委員会は、常勤者の構成比が全体で 1.5 ポイント減少して 25.0%、常勤者がいる会社は 5 ポイント減少して 75.6%となっている(問 1-2)。
- 社外監査委員の前職・現職としては、上場会社においては、前回最も多かった「会社と無関係な会社の役職員」が 12.8 ポイント減少し 20.8%となり、「公認会計士又は税理士」が 22.8%で最も多くなっている(問 1-6-1)。
- 社内監査委員の前職は執行役以上の要職に就いていたケースが多い(問 1-7)。
- 社外委員の委員会の兼務状況としては、どの委員会の組み合わせも一定数存在するが、前回同様「指名+報酬委員会」の兼務がある会社が、全体、上場いずれにおいても最も多かった。全体では 58.5%と前回から 7.2 ポイント減少している(問 1-3)。一方、「監査+指名+報酬委員会」と三委員会の兼務がある会社が、53.7%と前回から 5.1 ポイント増加している。
- 社内委員の委員会の兼務状況は、「指名委員会+報酬委員会」の兼務者がいる会社の比率が最も多い。比率としては 32 ポイント減少し 46.3%となっているが、会社数は微増している。他の委員会の組み合わせがほとんどないことは前回と同様である。社外委員に比べて社内委員の兼務が少ないのは、社外委員の場合は選任できる人間に制約があるのに対し、社内委員は職責を特化する傾向があることに

は変化がない(問 1-4)。

- 取締役指名の際の委嘱委員会の明示については、全体で「全委員会の全委員について明示していた」が 63.4%、「全委員会の全委員について明示していなかった」が 24.4%と前回同様両極端に分かれている(問 1-5)。
- 監査委員会事務局スタッフを置いている会社は前回から 1.7 ポイント減少したものの 92.7%と大多数を占めており、ほとんどの会社でスタッフを置いていることは前回と同様であるが、スタッフの平均人数は 3.12 人と前回から 0.94 人減少しており、減少傾向が続いている(問 3-1①)。「監査委員会事務局専属スタッフ」を設置している会社の割合は 3.9 ポイント減少し、68.3%となった。「その他部署との兼務スタッフ」は前回から 2 社増加して 11 社であり、他の委員会事務局との兼務の人数より多いのも前回同様である。内部監査部門等の兼務スタッフが多いためと考えられる(問 3-1②)。
- 監査委員会事務局スタッフの兼務部署は、上場会社では「内部監査部門」が最も多い(64.3%)状況は前回と同様であるが、前は 0 人であった「総務系」「経理・財務系」が 1 人となり、「法務系」が 1 人から 2 人となっている。(問 3-2)。
- 監査委員会事務局スタッフに対する人事同意権等の有無については、81.6%の会社が「専属・兼務にかかわらず同意権等がある」としているが、前々回以前は 0 社であった「同意権等はない」会社が前回に引き続き 1 社あることは気がかりである(問 3-3)。
- 監査委員会の議事原案作成者は、監査委員会事務局が 90.2%と前回同様最も多く、監査委員会スタッフが重要な役割を果たしていることがうかがえる(問 2-2)。

### 3. 内部監査部門等の体制

- 前は「内部監査部門がない」会社が 2 社あったが、今回はすべての会社において内部監査部門が設置されている(問 4-1)。
- 内部監査部門スタッフの平均人数は、前回から 5.96 人減少し 25.25 人となったが、スタッフ数 6-10 人の会社が 14 社と最も多い点は前回同様である(問 4-1)。
- 監査委員による内部監査部門等の部門長への人事同意権の有無について、監査委員会が内部監査部門への人事同意権を有する会社は、全体の比率で 15 ポイント、社数で 8 社増加している。何らかの形で監査委員会が内部監査部門等の部門長の人事に関与している会社は全体で 22 社と過半数に達している(問 4-3)。
- 監査委員による内部監査部門等への指示等について、過半数の会社において社内規則で権限が規定されている(80.5%)。また、規定の有無を問わず、依頼をしたことがある会社は全体の 70.7%に減少しており、監査役(会)設置会社(67.0%)や監査等委員会設置会社(68.2%)よりも高い比率となっているものの、期間設計毎の差はなくなってきている(問 4-4、監査役(会)設置会社版問 4-4、監査等委員会設置会社版問 4-4)。
- 内部監査部門等の組織上の位置付けについては、監査役(会)設置会社(77.1%)や監査等委員会設置会社(80.6%)よりも低い比率ではあるが「社長に直属している」が全体で 65.9%と最も多い(問 4-5、監査役(会)設置会社版問 4-5、監査等委員会設置会社版問 4-5)。「監査委員会に直属している」も 5 社(12.2%)ある。
- 内部監査部門等からの報告体制については、大半の会社で平時と有事のいずれの場合にも何らかの形で内部監査部門から監査委員会に対する報告がなされているが、有事の場合は、監査委員会にのみ報告がなされる会社が 29.3%あった(問 4-6、4-7)。
- 監査委員会と内部監査部門等との連携については、何らかの形で調整を行っている会社が全体の 8 割以上を占めるが、合同監査については、実施しない会社が 21.2 ポイント増加して 68.3%となり過半数を大きく上回っており、他の機関設計とはほぼ逆の傾向となっている(問 4-8、4-9、監査役(会)設置会社版問 4-9、監査等委員会設置会社版問 4-9)。



## II 定時株主総会に係る各種実務手続及び期末監査について

### 1. 事業報告作成をめぐる状況

- 事業報告に「財務及び会計に関する相当程度の知見を有している者」について記載を行った会社は前回から0.4ポイント増加して97.4%となり、ほとんどの会社で記載されているが、前回過半数に達した3名以上記載されている会社は17.3ポイント減少して34.2%に留まっている(問5①)。知見者としての記載の大半が社外委員であることは前回同様の傾向であるが、「常勤社内監査委員」が若干の増加傾向にある(6.1ポイント増加)。「非常勤社外監査委員」は6.2ポイント減少して64.2%となっている(問5②)。
- 財務及び会計の相当の知見者として記載されているものの経歴として最も多いのが「公認会計士・税理士など会計の有資格者である」であることは前回と変わらない。次に多いのが前回同様「CFO等、財務部門管掌役員の経験を有する」であり、1.1ポイント減少して21.1%となった。「金融機関出身者で相応の経験を有する」が、比率で9.8ポイント、人数で7人増加し、3番目に多くなっている(問5③)。

### 2. 内部統制システムに係る取締役会決議をめぐる状況

- 内部統制システムに係る取締役会決議について「見直しの決議を行った」会社が前回から3.7ポイント増加して53.7%となり、「見直しの決議は行っていないが、内部統制システムの整備(構築・運用)状況に関する報告・検討を行った」の比率が10.3ポイント減少して34.1%となった。それぞれ30ポイント以上の変動があった前回と比べると小幅な変動になっている(問6-1)。
- 内部統制システムに係る取締役会決議について見直した項目では、全体で40.9%と最も多かったのが「監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項」であった。2番目は「監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制」で36.4%、3番目は「監査委員会の取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項」「当該株式会社並びにその子会社の取締役、執行役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査委員会に報告するための体制その他の監査委員会への報告に関する体制」「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」で31.8%であった(問6-2)。
- 内部統制システムに係る取締役会決議の見直しの契機として、「執行部門の主体的な検討に基づいて見直した」が前回同様50.0%と最も多くなっている。内部統制システムに係る取締役会決議の見直しに監査委員会がある程度関与をしている「監査委員会の要請に基づいて見直した」と「監査委員会と執行部門との協議に基づいて見直した」の合計は社数、割合ともに前回とは逆に増加している(11社→4社→7社、45.8%→22.2%→31.8%)(問6-3)。
- 内部統制システムの構築・運用状況の開示については、「十分に記載されている」の比率は5.6ポイント減少して80.5%となっているが、社数は増加している(問6-4)。

### 3. 監査委員会監査報告作成をめぐる状況

- 監査委員会監査報告作成に向けて審議を行う回数は、前回と同様審議回数1~2回が多数を占めており、前回から0.3ポイント増加し78.0%とほぼ同様の数値になっている。それ以外の数値も前回と傾向に変わりはない(問7-1)。また、監査委員会監査報告作成に至るまでの監査委員間の調整については、大半の会社ではすべての監査委員で行っていることは前回と同様である(問7-2)。

### 4. 決算短信・有価証券報告書の監査について

- 決算短信は作成会社の91.9%で決議事項もしくは報告事項として、取締役会に付議されている。一方、有価証券報告書については、決議事項もしくは報告事項として取締役会に付議されているのは59.4%であり、決算短信とは依然大きな開きがある(問8-2、問9-2)。
- 監査の実施率については、決算短信が全体で43.2%、有価証券報告書は全体で64.9%となっている。監査において決算短信より有価証券報告書を重視する傾向は変わっていないと考えられる(問8-3、問9-5)。
- 有価証券報告書の提出時期について前回から大きな変化はなく、ほとんどの会社(97.3%)が定時株主総会終了後に提出している(問9-3)。

### Ⅲ 取締役会等の状況と監査委員会の日常活動について

#### 1. 他の委員会との連携の状況

□ 大半の会社で「取締役会の場合を通じて」(82.9%)の連携が行われている。他の連携方法としては「委員の兼任によって」が目立つ。委員会間で積極的に連携の場を設けることは少ないことは変わっていないが、前回増加した「委員会間の連絡の場を別途設定」や「委員会スタッフを通じた連携」は引き続き一定の割合を保っている(問 11)。

#### 2. 取締役会の状況等

- 取締役会の年間開催数及び議案数については、他の機関設計に比べ、報告事項の件数が多い(問 12-1)。
- 取締役会の平均所要時間は、「1 時間以上～2 時間未満」が全体で 51.2%と最も多く、前回拮抗していた「2 時間以上～3 時間未満」は 14.9 ポイント減少して 26.8%となっており、差が広がった(問 12-2)。
- 取締役会の運営に関する取組については、「取締役会の自己評価」、「資料の事前送付」、「事前説明の実施」のいずれも大半の会社で実施されている。上場会社では、「取締役会の自己評価」が最も多く、9 割以上の会社で実施されている。(問 12-3)。
- 取締役会における発言については、すべての会社において、議長からの求めがなくても必要があれば発言している(問 12-4)。
- 取締役会における発言内容として最も多いのは前回同様「会社に及ぼすリスクや損害の程度(リスク管理の視点)」の 97.6%であり、次に「法令・定款への遵守性」と「内部統制システムの適切な構築・運用の観点」が 87.8%で続いている(問 12-5)。

#### 3. 取締役会以外の会議等における監査委員の対応

- 取締役会以外で監査委員が出席する会議で最も多いのは「経営会議など経営に関する重要会議」であり、全体の 75.6%となっている。次いで、「各種の委員会」が 70.7%、3 番目は「執行役や部門長を対象とした事業の執行状況に関する会議」で 51.2%となっている。「各種の委員会」の中で最も多いのは「コンプライアンス委員会」と「リスク管理委員会」で全体の 58.6%となっている。「内部監査部門の監査報告会」は 9.5 ポイント減少しているが社数は 1 社の減少にとどまっている。(問 13-1、問 13-3)。
- 監査委員の意見による執行側提案への影響については、指摘を真摯に受け止めてもらえない会社は前回同様 0 社であったが、「監査委員は、必要に応じて経営会議等において指摘をしており、その指摘については真摯に受けとめてもらえるものの、決定に影響を与えたことはない」が 8 社増加して最多となった(問 13-2)。

#### 4. 監査委員会の日常活動

- 会社において将来重大な問題に発展するおそれのある事象が起こった場合、監査委員の対応としては、「当該事象に関する情報の収集に努めた」が 88.0%、「関係する取締役から事情を聞いた」が 72.0%となっており、社数も増加しており、情報収集に努める監査委員が多いといえる(問 14-1)。
- 社長・経営トップとの対話機会については、最も多いのは前回と異なり「1～2 回」と「3～4 回」であり、「5～10 回」が 10.0 ポイント減少して 12.2%となっている(問 14-2)。
- 執行役との情報共有については、「特になし」の会社は 0 社であり、すべての会社において、何らかの形で執行役との情報共有が行われている(問 14-3)。
- 監査委員でない社外取締役との連携については、「社外の監査委員が情報提供もしくは意見交換をしている」が 6.7 ポイント増加して 31.7%と最多となっており、社外取締役間の連携がより重要視されるように見受けられる。なお、情報交換等の頻度については、全体的に数値は分散しているが、複数回実施している会社が大半である(問 14-4、14-5)。

#### 5. 会計監査人との関係

- 会計監査人の報酬額の同意に際しては、すべての会社で担当執行役等から監査委員に対する事前の情報提供があった(問 15-1)。会計監査人から情報提供のあった会社は、全体で 2.3 ポイント増加し 82.9%となり、担当執行役等からの事前の情報提供と比べると少ない。会計監査人からの積極的な情報提供が少ないのはプロセスとして監査委員会の同意が監査役、監査等委員会の場合と同様、執行側の提案に対する同意ということが大きいと思われる(問 15-3)。
- 会計監査人の報酬を決定するにあたり、担当執行役等からの情報提供の時期については、全体としては「報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で報酬額についてほぼ結論が出された段階」が最も多く、前回から 6.5 ポイント増加して 53.7%となっているが、「報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当執行役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入った段階」も 9.3 ポイント増加してそれに並んでいる。(問 15-2)。若干ではあるが、より早い段階で情報を受けるようになってきているようである。
- 執行部門と会計監査人の折衝状況につき、「十分把握していた」と「ある程度把握していた」の合計は 100%となり、すべての会社で配慮がなされている。前回減少した「十分把握していた」の比率と社数も今回は増加に転じた(問 15-5)。
- 会計監査人からの情報提供の時期については、全体としては「報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当執行役等と会計監査人との間で報酬額についてほぼ結論が出された段階」が 55.9%と最も多く、次いで「報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当執行役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入った段階」が 38.2%となっているが、それ以前の段階での情報提供が行われているケースも増加しつつある(問 15-4)。
- 会計監査人選任議案の決定プロセスについては、「原案の作成等は監査委員会側が主導権を持って準備するが、情報の入手等については執行側を活用する」が 36.6%と最多となった。監査委員会側が主導して準備している会社の合計は 56.1%で 6.1 ポイント増加している(問 15-7)。
- 前期から引き続き同じ会計監査人を再任した会社における手続としては、書面か口頭かにかかわらず、経営執行部から確認の依頼があった会社が 56.1%と過半数となっているが、半数近くの会社で確認依頼がないことは気付きである。また、監査委員会としての対応については、「監査委員会の決定を書面で提出した」が最も多く、全体の 58.5%で、ほとんどの会社で執行側に決定を伝えているが、「監査委員会から決定について何も伝えなかった」が 6.9 ポイント増加していることは気付きである(問 15-9-2、15-9-3)。
- 会計監査人の評価基準については、策定が行われている会社の比率は 97.6%である(問 15-10)。

## 6. 監査委員会の監査環境について

- 監査委員会への報告体制については、「体制の構築も運用も十分になされている」の比率が 2.3 ポイント増加し 82.9%となり、社数も 5 社増加している。他方「体制の構築も運用も十分とはいえない」会社はなかった(問 17-1)。
- 監査委員会に報告をした者が不利な取扱いを受けない体制については、「体制の構築も運用も十分になされている」会社数は 8 社増加し、比率でも全体で 10 ポイント増加して 87.8%となっている(問 17-2)。
- 監査委員会の費用等に係る体制については、「体制の構築も運用も十分になされている」会社の割合が全体で 97.6%と大多数を占めている(問 17-3)。
- すべての会社で内部通報制度を有しており、監査委員会(もしくは特定の監査委員)が内部通報の窓口になっている会社の比率は 46.3%と、監査役(会)設置会社の場合(31.7%)よりは比率が高いものの監査等委員会設置会社(44.2%)と同レベルで、一般的にはなっていない状況である(監査役(会)設置会社版問 19-6、監査等委員会設置会社版問 19-5)。取締役の職務執行の監査という監査委員会の職責を考えると、監査役(会)設置会社の場合と同様に内部通報の通報状況とその対応につき執行側からタイムリーに報告があるかがより重要で、監査委員会への報告体制の構築運用状況と合わせ考察する必要がある(問 17-4、問 17-5)。

## IV 会社法改正に伴う各種の対応について

## 1. 監査等委員会設置会社への移行予定について

□ 監査等委員会設置会社への移行については、今後も検討予定のない会社と移行に否定的な会社がほとんどとなっているが、移行が決定している会社が1社ある(問19-1)。

## 2. 責任限定契約について

- 責任限定契約についての規定はほとんどの会社で設けられており、7割以上の会社で社内非業務執行役員も対象となっている(問20-1)。
- 実際に責任限定契約を締結している者の属性として、最も多いのは「社外非常勤の監査委員」であり、全体で82.1%が責任限定契約の対象となっている。次に多いのは「社外取締役(監査委員以外)」で、全体で79.5%である。常勤もしくは社内の監査委員が責任限定契約を締結している割合は、社外非常勤と比べてかなり低く、数値としては横ばいである(問20-2)。

## **V. コーポレートガバナンス・コードへの対応について**

- コーポレートガバナンス・コードによる変化については、「特に変化はない」の比率は22.0%で、大半の会社において何らかの変化が生じている(問21)。
- 監査委員会の実効性評価については、9割以上の会社で何らかの評価を意識した活動が行われている。また、自己評価そのものを実施している会社が少数派である点は監査役(会)設置会社と同様ではあるが、相対的に比率は高い(問22、監査役(会)設置会社版問24)。

### **アンケート実施状況**

実施期間： 平成30年1月19日(金)～2月9日(金)  
対象者： 当協会会員のうち指名委員会等設置会社73社  
(平成30年1月19日時点の会社数)  
実施方法： インターネットを利用し、当協会ホームページより1社1回答  
回答数： 有効回答数41社 回答率56.2%

### **掲載順序について**

今回の調査では、問1-1(取締役・執行役の人数)及び問1-2(三委員会の委員構成)の中で女性人数についても訊ねているが、本報告書においては参照の便宜の為に分散して掲載している。

### 定時総会前の会社機関構成(F1)

	2016年		2017年	
	社数	割合	社数	割合
1. 現在と同じ(指名委員会等設置会社)	34	94.4%	40	97.6%
2. 取締役会+監査役会+会計監査人	2	5.6%	1	2.4%
3. 取締役会+監査役+会計監査人	0	0.0%	0	0.0%
4. 取締役会+監査役(業務監査権限あり)	0	0.0%	0	0.0%
5. 取締役会+監査役(会計監査権限のみ)	0	0.0%	0	0.0%
6. 監査等委員会設置会社	0	0.0%	0	0.0%
7. その他	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	36	100.0%	41	100.0%

### 上場分類別社数

	2016年		2017年	
	社数	割合	社数	割合
上場	34	94.4%	38	92.7%
1. 一部上場	32	88.9%	35	85.4%
2. 二部上場	1	2.8%	2	4.9%
3. 札幌・福岡・セントレックス	0	0.0%	0	0.0%
4. マザーズ	0	0.0%	0	0.0%
5. ジャスダック	1	2.8%	1	2.4%
6. その他上場	0	0.0%	0	0.0%
非上場	2	5.6%	3	7.3%
回答社数	36	100.0%	41	100.0%

### 会社法上の会社規模別社数

	2016年		2017年	
	社数	割合	社数	割合
1. 大会社	35	97.2%	39	95.1%
2. 大会社以外	0	0.0%	1	2.4%
3. その他	1	2.8%	1	2.4%
回答社数	36	100.0%	41	100.0%

### 純粋持株会社(F2)

	2016年		2017年	
	社数	割合	社数	割合
1. 純粋持株会社である	7	19.4%	13	31.7%
2. 純粋持株会社ではない	29	80.6%	28	68.3%
回答社数	36	100.0%	41	100.0%

## I 定時株主総会後の各社の役員等の構成について

### 問 1-1 取締役・執行役の人数

		全体		上場		非上場	
		2016年	2017年	2016年	2017年	2016年	2017年
取締役 人数	総数平均(人)	10.11	10.20	10.15	10.26	9.50	9.33
	うち社外(人)	5.33	5.34	5.35	5.42	5.00	4.33
	社外の構成比(%)	52.7%	52.4%	52.7%	52.8%	52.6%	46.4%
	社外過半数の会社数	17	26	16	24	1	2
	社外過半数の会社の割合(%)	47.2%	63.4%	47.1%	63.2%	50.0%	66.7%
執行役 人数	総数平均(人)	15.11	12.90	15.38	13.24	10.50	8.67
	うち取締役兼務(人)	2.78	3.17	2.71	3.21	4.00	2.67
	兼務者の構成比(%)	18.4%	24.6%	17.6%	24.2%	38.1%	30.8%
回答社数		36	41	34	38	2	3

- ・取締役総数の平均は全体で 10.20 人と微増しているが、前回とほぼ同様の水準にある。社外取締役の平均人数は 5.34 人、社外取締役の割合は 52.4%と前回とほぼ同様である。
- ・執行役総数の平均は 12.90 人で、前回から 2.21 人減少しているのに対し、取締役兼務者は 3.17 人と前回から 0.39 人増加しており、前回以前とは反対の傾向が表れている。

### 問 1-2 三委員会の委員構成

		全体		上場		非上場	
		2016年	2017年	2016年	2017年	2016年	2017年
指名 委員 会	総数平均(人)	4.00	4.24	4.00	4.29	4.00	3.67
	うち社外(人)	2.92	3.07	2.94	3.13	2.50	2.33
	社外の構成比(%)	73.0%	72.4%	73.5%	73.0%	62.5%	63.5%
報酬 委員 会	総数平均(人)	3.86	4.12	3.85	4.16	4.00	3.67
	うち社外(人)	2.81	2.95	2.82	3.00	2.50	2.33
	社外の構成比(%)	72.8%	71.6%	73.2%	72.1%	62.5%	63.5%
監査 委員 会	総数平均(人)	4.08	4.20	4.09	4.24	4.00	3.67
	うち社外(人)	3.14	3.24	3.12	3.26	3.50	3.00
	社外の構成比(%)	77.0%	77.1%	76.3%	76.9%	87.5%	81.7%
	うち常勤の平均(人)	1.08	1.05	1.09	1.05	1.00	1.00
	常勤の構成比(%)	26.5%	25.0%	26.7%	24.8%	25.0%	27.2%
	常勤がいる会社数	29	31	27	28	2	3
常勤がいる会社の割合(%)		80.6%	75.6%	79.4%	73.7%	100.0%	100.0%
回答社数		36	41	34	38	2	3

- ・指名委員会及び報酬委員会の総数平均がいずれも 0.2 人程度増加している。社外構成比は若干低くなっているが、人数自体は増加している。
- ・監査委員会は、常勤者の平均人数が 1.08 人から 1.05 人に微減しており、常勤がいる会社も 5.0 ポイント減少して 75.6%となっている。前回は 5.6 ポイント減少しており、気がかりなところである。

問 1-3 委員会の兼務状況(社外委員)

	全体		上場		非上場	
	2016年	2017年	2016年	2017年	2016年	2017年
1. 監査+指名+報酬委員会(平均人数)	0.97	1.17	1.03	1.21	0.00	0.67
兼務がある会社数	17	22	17	21	0	1
兼務がある会社数の割合	48.6%	53.7%	51.5%	55.3%	0.0%	33.3%
兼務がある場合の平均人数	2.06	2.18	2.06	2.19	0.00	2.00
2. 監査+指名委員会(平均人数)	0.64	0.54	0.59	0.50	1.50	1.00
兼務がある会社数	16	17	14	15	2	2
兼務がある会社数の割合	45.7%	41.5%	42.4%	39.5%	100.0%	66.7%
兼務がある場合の平均人数	1.44	1.29	1.43	1.27	1.50	1.5
3. 監査+報酬委員会(平均人数)	0.58	0.49	0.56	0.45	1.00	1.00
兼務がある会社数	17	15	15	13	2	2
兼務がある会社数の割合	48.6%	36.6%	45.5%	34.2%	100.0%	66.7%
兼務がある場合の平均人数	1.24	1.33	1.27	1.31	1.00	1.5
4. 指名+報酬委員会(平均人数)	1.06	1.00	1.06	1.05	1.00	0.33
兼務がある会社数	23	24	21	23	2	1
兼務がある会社数の割合	65.7%	58.5%	63.6%	60.5%	100.0%	33.3%
兼務がある場合の平均人数	1.65	1.71	1.71	1.74	1.00	1.00
回答社数	35	41	33	38	2	3

- ・「4.指名+報酬委員会」の兼務がある会社が、全体、上場いずれにおいても最も多かった。全体では58.5%と前回から7.2ポイント減少している。
- ・一方、「1.監査+指名+報酬委員会」と三委員会の兼務がある会社が、53.7%と前回から5.1ポイント増加している。

#### 問 1-4 委員会の兼務状況(社内委員)

(平均人数)	全体		上場		非上場	
	2016年	2017年	2016年	2017年	2016年	2017年
1. 監査+指名+報酬委員会(平均人数)	0.19	0.17	0.18	0.18	0.50	0.00
兼務がある会社数	4	3	3	3	1	0
兼務がある会社数の割合	17.4%	7.3%	14.3%	7.9%	50.0%	0.0%
兼務がある場合の平均人数	1.75	2.33	2.00	2.33	1.00	0.00
2. 監査+指名委員会(平均人数)	0.06	0.02	0.03	0.03	0.50	0.00
兼務がある会社数	2	1	1	1	1	0
兼務がある会社数の割合	8.7%	2.4%	4.8%	2.6%	50.0%	0.0%
兼務がある場合の平均人数	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	0.00
3. 監査+報酬委員会(平均人数)	0.11	0.05	0.09	0.05	0.50	0.00
兼務がある会社数	4	2	3	2	1	0
兼務がある会社数の割合	17.4%	4.9%	14.3%	5.3%	50.0%	0.0%
兼務がある場合の平均人数	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	0.00
4. 指名+報酬委員会(平均人数)	0.61	0.59	0.56	0.58	1.50	0.67
兼務がある会社数	18	19	16	18	2	1
兼務がある会社数の割合	78.3%	46.3%	76.2%	47.4%	100.0%	33.3%
兼務がある場合の平均人数	1.22	1.26	1.19	1.22	1.50	2.00
回答社数	23	41	21	38	2	3

- ・社内委員の委員会の兼務状況は、「4. 指名委員会+報酬委員会」の兼務者がいる会社の割合が最も多い。比率としては32ポイント減少し46.3%となっているが、会社数は微増している。
- ・他の委員会の組み合わせがほとんどないことは前回と同様である。社外委員に比べて社内委員の兼務が少ないのは、社外委員の場合は選任できる人間に制約があるのに対し、社内委員は職責を特化する傾向があることには変化がない。

#### 問 1-5 取締役指名の際の委嘱委員会の明示の有無

	全体				上場				非上場			
	2016年		2017年		2016年		2017年		2016年		2017年	
1. 全委員会の全委員について明示していた	23	63.9%	26	63.4%	22	64.7%	24	63.2%	1	50.0%	2	66.7%
2. 全委員会の全社外取締役について明示していた	1	2.8%	1	2.4%	1	2.9%	1	2.6%	0	0.0%	0	0.0%
3. 監査委員会についてのみ全委員について明示していた	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
4. 監査委員会についてのみ社外取締役について明示していた	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
5. 全委員会の全委員について明示していなかった	8	22.2%	10	24.4%	7	20.6%	9	23.7%	1	50.0%	1	33.3%
6. その他	4	11.1%	4	9.8%	4	11.8%	4	10.5%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	36	100.0%	41	100.0%	34	100.0%	38	100.0%	2	100.0%	3	100.0%

- ・全体で「1. 全委員会の全委員について明示していた」が63.4%、「5. 全委員会の全委員について明示していなかった」が24.4%と前回同様両極端に分かれている。



### 問 1-6-1 社外監査委員の前職又は現職

	全体				上場				非上場			
	2016年		2017年		2016年		2017年		2016年		2017年	
1. 親会社の役職員	2	1.7%	1	0.9%	2	1.8%	1	1.0%	0	0.0%	0	0.0%
2. 親会社以外のグループ会社の役職員	2	1.7%	3	2.8%	2	1.8%	2	2.0%	0	0.0%	1	12.5%
3. 大株主の役職員	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
4. 取引銀行の役職員	2	1.7%	4	3.7%	2	1.8%	4	4.0%	0	0.0%	0	0.0%
5. 取引先の役職員	4	3.4%	6	5.5%	3	2.7%	5	5.0%	1	14.3%	1	12.5%
6. 会社と無関係な会社の役職員	39	33.3%	23	21.1%	37	33.6%	21	20.8%	2	28.6%	2	25.0%
7. 公認会計士又は税理士	23	19.7%	24	22.0%	22	20.0%	23	22.8%	1	14.3%	1	12.5%
8. 弁護士	25	21.4%	22	20.2%	23	20.9%	20	19.8%	2	28.6%	2	25.0%
9. 大学教授	8	6.8%	9	8.3%	7	6.4%	8	7.9%	1	14.3%	1	12.5%
10. 官公庁	8	6.8%	7	6.4%	8	7.3%	7	6.9%	0	0.0%	0	0.0%
11. その他	4	3.4%	10	9.2%	4	3.6%	10	9.9%	0	0.0%	0	0.0%
合計人数	117	100.0%	109	100.0%	110	100.0%	101	100.0%	7	100.0%	8	100.0%

・上場会社においては、前回同様、選択肢 6～9 といった比較的独立性の高い、会社と無関係な委員が多いが、前回は「6. 会社と無関係な会社の役職員」が突出していたのに対し、今回は選択肢 6～8 が拮抗している。

### 問 1-6-2 社外監査委員の兼務社数

	全体				上場				非上場			
	2016年		2017年		2016年		2017年		2016年		2017年	
0社	45	39.8%	26	28.9%	42	39.6%	25	29.4%	3	42.9%	1	20.0%
1社	29	25.7%	26	28.9%	28	26.4%	25	29.4%	1	14.3%	1	20.0%
2社	23	20.4%	24	26.7%	20	18.9%	22	25.9%	3	42.9%	2	40.0%
3社	10	8.8%	11	12.2%	10	9.4%	11	12.9%	0	0.0%	0	0.0%
4社	3	2.7%	2	2.2%	3	2.8%	2	2.4%	0	0.0%	0	0.0%
5社以上	3	2.7%	1	1.1%	3	2.8%	0	0.0%	0	0.0%	1	20.0%
合計人数	113	100.0%	90	100.0%	106	100.0%	85	100.0%	7	100.0%	5	100.0%

・兼務先を持っていない社外監査委員は全体 10.9 ポイント減少して 28.9% となっており、兼務先を 1 社または 2 社持っている社外監査委員の割合と拮抗している。社外監査役、社外監査等委員に比べ兼務先を持っている比率が高い(監査役(会)設置会社版問 1-2-2、監査等委員会設置会社版問 1-3-2)。

### 問 1-7 社内監査委員の前職

	全体				上場				非上場			
	2016年		2017年		2016年		2017年		2016年		2017年	
1. 会長・副会長	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
2. 社長	3	8.1%	1	2.9%	1	3.0%	1	3.0%	2	50.0%	0	0.0%
3. 副社長	1	2.7%	6	17.1%	1	3.0%	6	18.2%	0	0.0%	0	0.0%
4. 専務・常務	10	27.0%	11	31.4%	10	30.3%	11	33.3%	0	0.0%	0	0.0%
5. 上記1~4以外の取締役	2	5.4%	2	5.7%	2	6.1%	2	6.1%	0	0.0%	0	0.0%
6. 執行役	10	27.0%	7	20.0%	9	27.3%	6	18.2%	1	25.0%	1	50.0%
7. 相談役・顧問・嘱託	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
8. 監査関係部長等	4	10.8%	3	8.6%	3	9.1%	3	9.1%	1	25.0%	0	0.0%
9. 監査関係以外の部長等	3	8.1%	2	5.7%	3	9.1%	1	3.0%	0	0.0%	1	50.0%
10. その他	4	10.8%	3	8.6%	4	12.1%	3	9.1%	0	0.0%	0	0.0%
合計人数	37	100.0%	35	100.0%	33	100.0%	33	100.0%	4	100.0%	2	100.0%

・社内監査委員の前職として執行役以上の要職に就いていたケースが多い。

### 問 1-8-1 監査委員以外の社外取締役の前職又は現職

	全体				上場				非上場			
	2016年		2017年		2016年		2017年		2016年		2017年	
1. 親会社の役職員	1	1.3%	1	1.7%	1	1.3%	1	1.8%	0	0.0%	0	0.0%
2. 親会社以外のグループ会社の役職員	1	1.3%	1	1.7%	1	1.3%	1	1.8%	0	0.0%	0	0.0%
3. 大株主の役職員	0	0.0%	2	3.4%	0	0.0%	2	3.6%	0	0.0%	0	0.0%
4. 取引銀行の役職員	1	1.3%	2	3.4%	1	1.3%	1	1.8%	0	0.0%	1	33.3%
5. 取引先の役職員	5	6.3%	3	5.1%	4	5.3%	3	5.4%	1	33.3%	0	0.0%
6. 会社と無関係な会社の役職員	51	64.6%	23	39.0%	50	65.8%	22	39.3%	1	33.3%	1	33.3%
7. 公認会計士又は税理士	2	2.5%	1	1.7%	2	2.6%	1	1.8%	0	0.0%	0	0.0%
8. 弁護士	5	6.3%	9	15.3%	5	6.6%	9	16.1%	0	0.0%	0	0.0%
9. 大学教授	5	6.3%	6	10.2%	5	6.6%	5	8.9%	0	0.0%	1	33.3%
10. 官公庁	3	3.8%	6	10.2%	3	3.9%	6	10.7%	0	0.0%	0	0.0%
11. その他	5	6.3%	5	8.5%	4	5.3%	5	8.9%	1	33.3%	0	0.0%
合計人数	79	100.0%	59	100.0%	76	100.0%	56	100.0%	3	100.0%	3	100.0%

・監査委員以外の社外取締役の前職・現職としては、「6. 会社と無関係な会社の役職員」が突出して最も多いが、比率は 25.6 ポイント減少している。公認会計士や税理士、または弁護士と拮抗している社外監査委員の場合とは数値の傾向が異なるが、「8. 弁護士」は 9 ポイント増加し 15.3%、「9. 大学教授」は 3.9 ポイント増加し 10.2%、「10. 官公庁」は 6.4 ポイント増加し 10.2%となっている。

### 問 1-8-2 監査委員以外の社外取締役の兼務社数

	全体				上場				非上場			
	2016年		2017年		2016年		2017年		2016年		2017年	
0社	22	28.6%	17	27.4%	21	28.4%	16	27.6%	1	33.3%	1	25.0%
1社	16	20.8%	13	21.0%	16	21.6%	11	19.0%	0	0.0%	2	50.0%
2社	16	20.8%	13	21.0%	16	21.6%	13	22.4%	0	0.0%	0	0.0%
3社	11	14.3%	14	22.6%	11	14.9%	14	24.1%	0	0.0%	0	0.0%
4社	6	7.8%	2	3.2%	4	5.4%	1	1.7%	2	66.7%	1	25.0%
5社以上	6	7.8%	3	4.8%	6	8.1%	3	5.2%	0	0.0%	0	0.0%
合計人数	77	100.0%	62	100.0%	74	100.0%	58	100.0%	3	100.0%	4	100.0%

・兼務先を持っていない監査委員以外の社外取締役は前回から 1.2 ポイント減少したものの全体で 27.4%と最も多いが、社外監査委員の場合と同様、他の機関設計に比べ兼務先を持っている比率が高い(監査役(会)設置会社版問 1-4-3、監査等委員会設置会社版問 1-5-2 参照)。

### 問 1-9 社外取締役と会社との関係

	全体				上場				非上場			
	2016年		2017年		2016年		2017年		2016年		2017年	
1. CEO・役員の個人的知己・友人	14	7.3%	6	8.2%	14	7.7%	5	7.2%	0	0.0%	1	25.0%
2. CEO・役員の血縁者	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
3. 会社の資本・取引関係	17	8.9%	11	15.1%	17	9.3%	10	14.5%	0	0.0%	1	25.0%
4. 日本経団連等財界活動	8	4.2%	2	2.7%	8	4.4%	2	2.9%	0	0.0%	0	0.0%
5. 学者等著名人(書籍・マスコミ)	9	4.7%	5	6.8%	9	4.9%	5	7.2%	0	0.0%	0	0.0%
6. 日本弁護士連合会等	7	3.6%	7	9.6%	7	3.8%	7	10.1%	0	0.0%	0	0.0%
7. その他諸団体	10	5.2%	5	6.8%	10	5.5%	5	7.2%	0	0.0%	0	0.0%
8. 人材派遣業等の紹介	11	5.7%	6	8.2%	10	5.5%	5	7.2%	1	10.0%	1	25.0%
9. 上記 1～8 に該当せず会社と全く無関係	98	51.0%	24	32.9%	90	49.5%	23	33.3%	8	80.0%	1	25.0%
10. その他	18	9.4%	7	9.6%	17	9.3%	7	10.1%	1	10.0%	0	0.0%
合計人数	192	100.0%	73	100.0%	182	100.0%	69	100.0%	10	100.0%	4	100.0%

・選択肢 4～9 の独立性の高い項目の中では、「9. 上記 1～8 に該当せず会社と全く無関係」が最も多いが、18.1 ポイント減少して 32.9%となった。次いで多い「6. 日本弁護士連合会等」は 6 ポイント増加して 9.6%、「8. 人材派遣業等の紹介」が 2.5 ポイント増加して 8.2%となっているが、合計人数の減少のため、人数は横ばいもしくは減少している。

・選択肢 1～3 の独立性の低い項目では、「3. 会社の資本・取引関係」が会社法改正による社外要件の厳格化の影響により第 15 回 24.8% (8.1 ポイント減少)→第 16 回 15.5% (9.3 ポイント減少)→第 17 回 8.9% (6.6 ポイント減少)と連続して減少していたが、今回は 6.2 ポイント増加している(ただし、人数自体は減少している)。

## 問 1-1 女性役員の人数

### ①女性取締役の有無

	全体				上場				非上場			
	2016年		2017年		2016年		2017年		2016年		2017年	
女性役員がいる	25	69.4%	29	70.7%	23	67.6%	26	68.4%	2	100.0%	3	100.0%
女性役員はいない	11	30.6%	12	29.3%	11	32.4%	12	31.6%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	36	100.0%	41	100.0%	34	100.0%	38	100.0%	2	100.0%	3	100.0%

・女性役員がいる会社数は、全体で7割に達し、監査役(会)設置会社(22.6%)、監査等委員会設置会社(%)より多くなっている(監査役(会)設置会社版問 1-1 女性役員の人数①、監査等委員会設置会社問 1-1 女性役員の人数①参照)。

### ②女性取締役の人数

	全体				上場				非上場			
	2016年		2017年		2016年		2017年		2016年		2017年	
0人	11	30.6%	12	29.3%	11	32.4%	12	31.6%	0	0.0%	0	0.0%
1人	15	41.7%	20	48.8%	14	41.2%	18	47.4%	1	50.0%	2	66.7%
2人	9	25.0%	8	19.5%	8	23.5%	7	18.4%	1	50.0%	1	33.3%
3人	1	2.8%	1	2.4%	1	2.9%	1	2.6%	0	0.0%	0	0.0%
4人以上	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計人数	36	100.0%	41	100.0%	34	100.0%	38	100.0%	2	100.0%	3	100.0%

### ③取締役・執行役の人数(女性)

		2017年		
		全体	上場	非上場
取締役人数	女性総数平均(人)	0.95	0.92	1.33
	女性の構成比(%)	9.3%	9.0%	14.3%
	うち社外(人)	0.88	0.87	1.00
	社外取締役における女性の構成比(%)	16.5%	16.1%	23.1%
執行役人数	女性総数平均(人)	0.41	0.42	0.33
	女性の構成比(%)	3.2%	3.2%	3.8%
	うち取締役兼務(人)	0.07	0.05	0.33
	取締役兼務者における女性の構成比(%)	2.2%	1.6%	12.4%
回答社数		41	38	3

#### ④女性取締役の属性

	全体				上場				非上場			
	2016年		2017年		2016年		2017年		2016年		2017年	
1. 常勤社内の監査委員	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
2. 常勤社外の監査委員	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
3. 非常勤社内の監査委員	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
4. 非常勤社外の監査委員	21	58.3%	20	51.3%	18	54.5%	17	48.6%	3	100.0%	3	75.0%
5. 社外取締役(監査委員以外)	13	36.1%	16	41.0%	13	39.4%	16	45.7%	0	0.0%	0	0.0%
6. 社内取締役(監査委員以外)	2	5.6%	3	7.7%	2	6.1%	2	5.7%	0	0.0%	1	25.0%
合計人数	36	100.0%	39	100.0%	33	100.0%	35	100.0%	3	100.0%	4	100.0%

・最も多いのは「4. 非常勤社外の監査委員」で、全体で51.3%、次に多いのが「5. 社外取締役(監査委員以外)」であり、41.0%となっており、前回から大きな変動はない。社内昇格者は依然少なく、多様性確保のため社外専門家を招いていると見られる。

#### 問 1-2 三委員会の委員構成(女性)

		2017年		
		全体	上場	非上場
指名委員会	女性総数平均(人)	0.46	0.45	0.67
	女性の構成比(%)	10.8%	10.5%	18.3%
	うち社外(人)	0.44	0.45	0.33
	社外指名委員における女性の構成比(%)	14.3%	14.4%	14.2%
報酬委員会	女性総数平均(人)	0.56	0.53	1.00
	女性の構成比(%)	13.6%	12.7%	27.2%
	うち社外(人)	0.54	0.53	0.67
	社外報酬委員における女性の構成比(%)	18.3%	17.7%	28.8%
監査委員会	女性総数平均(人)	0.46	0.42	1.00
	女性の構成比(%)	11.0%	9.9%	24.4%
	うち社外(人)	0.49	0.45	1.00
	社外監査委員における女性の構成比(%)	15.1%	13.8%	33.3%
	うち常勤の平均(人)	0.00	0.00	0.00
	常勤監査委員における女性の構成比(%)	0.0%	0.0%	0.0%
	女性の常勤がいる会社数	0	0	0
女性の常勤がいる会社の割合(%)	0.0%	0.0%	0.0%	
回答社数		41	38	3

### 問 1-10 独立役員の届出状況

	上場	
	2016年	2017年
独立役員を届け出ている会社数	33	37
上場会社における割合(%)	100.0%	97.4%
独立役員として届け出た社外取締役の人数(平均)	5.18	5.05
うち監査委員の人数(平均)	3.03	3.13
監査委員の割合(%)	58.5%	62.0%
回答社数	33	38

・前回以前はすべての上場会社において独立役員の届け出が行われていたが、今回はわずかながら届け出が行われていない会社がある。独立役員として届け出た社外取締役の平均人数は 5.05 人であり、これまで増加傾向にあったが微減している(第 15 回 4.05 人→第 16 回 4.64 人→第 17 回 5.18 人)。

### 問 2-1 監査委員会の委員長・議長

	全体				上場				非上場			
	2016年		2017年		2016年		2017年		2016年		2017年	
1. 社外常勤監査委員	4	11.1%	4	9.8%	3	8.8%	3	7.9%	1	50.0%	1	33.3%
2. 社外非常勤監査委員	21	58.3%	26	63.4%	20	58.8%	24	63.2%	1	50.0%	2	66.7%
3. 社内常勤監査委員	11	30.6%	11	26.8%	11	32.4%	11	28.9%	0	0.0%	0	0.0%
4. 社内非常勤監査委員	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
5. 特に定めていない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	36	100.0%	41	100.0%	34	100.0%	38	100.0%	2	100.0%	3	100.0%

・監査委員会の委員長・議長は社外委員が選任されるケースの方が多く、特に社外非常勤監査委員の比率が高い。

### 問 2-2 監査委員会における議事の原案作成者（複数回答可）

	全体				上場				非上場			
	2016年		2017年		2016年		2017年		2016年		2017年	
1. 社内委員	14	38.9%	18	43.9%	13	38.2%	16	42.1%	1	50.0%	2	66.7%
2. 社外委員	3	8.3%	8	19.5%	2	5.9%	7	18.4%	1	50.0%	1	33.3%
3. 監査委員会事務局	34	94.4%	37	90.2%	33	97.1%	35	92.1%	1	50.0%	2	66.7%
4. 執行事務局	3	8.3%	1	2.4%	3	8.8%	1	2.6%	0	0.0%	0	0.0%
5. その他	1	2.8%	0	0.0%	1	2.9%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	36	100.0%	41	100.0%	34	100.0%	38	100.0%	2	100.0%	3	100.0%

・「3. 監査委員会事務局」が原案を作成する傾向にあることは前回同様で、全体で 90.2%となっており、ほとんどの会社で事務局が関与している。

問 3-1 監査委員会事務局スタッフ(監査委員会の補助使用人)の人数

① 監査委員会事務局スタッフの設置状況

	全体				上場				非上場			
	2016年		2017年		2016年		2017年		2016年		2017年	
スタッフ設置なし	2	5.6%	3	7.3%	1	2.9%	2	5.3%	1	50.0%	1	33.3%
スタッフ設置あり	34	94.4%	38	92.7%	33	97.1%	36	94.7%	1	50.0%	2	66.7%
平均人数	4.06		3.12		3.85		3.08		11.00		3.67	
回答社数	36	100.0%	41	100.0%	34	100.0%	38	100.0%	2	100.0%	3	100.0%

・監査委員会事務局スタッフを置いている会社は前回から1.7ポイント減少したが、92.7%と大多数を占めており、ほとんどの会社でスタッフを置いていることは前回と同様であるが、スタッフの平均人数は3.12人と前回から0.94人減少しており、前回から減少傾向が続いている。

② 監査委員会事務局スタッフの属性別設置状況と平均人数

	1.監査委員会事務局専属スタッフが いる会社		2.三委員会事務局兼務スタッフが いる会社		3.指名委員会事務局兼務スタッフが いる会社		4.報酬委員会事務局兼務スタッフが いる会社		5.その他部署との兼務スタッフが いる会社	
	2016年	2017年	2016年	2017年	2016年	2017年	2016年	2017年	2016年	2017年
会社数	26	28	5	4	2	0	2	0	9	11
(%)	72.2%	68.3%	13.9%	9.8%	5.6%	0.0%	5.6%	0.0%	25.0%	26.8%
平均人数	3.77	3.57	1.80	3.75	1.50	0	1.50	0	2.78	3.82
回答社数	36	41	36	41	36	41	36	41	36	41

※比率は回答社数(全体の総回答社数)に占める割合

- ・「1. 監査委員会事務局専属スタッフ」を設置している会社の割合は3.9ポイント減少し、68.3%となっているが、社数は増加している。
- ・「5. その他部署との兼務スタッフ」は前回から2社増加して11社であり、他の委員会事務局との兼務の人数より多いのは前回同様である。内部監査部門等の兼務スタッフが多いためと考えられる(問 3-2 参照)。

### 問 3-2 監査委員会事務局スタッフの兼務部署

	全体				上場				非上場			
	2016年		2017年		2016年		2017年		2016年		2017年	
1. 総務系	0	0.0%	1	7.1%	0	0.0%	1	7.1%	0	0.0%	0	0.0%
2. 法務系	1	4.0%	2	14.3%	1	4.0%	2	14.3%	0	0.0%	0	0.0%
3. 経理・財務系	0	0.0%	1	7.1%	0	0.0%	1	7.1%	0	0.0%	0	0.0%
4. 経営企画系	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
5. 内部監査部門系	21	84.0%	9	64.3%	21	84.0%	9	64.3%	0	0.0%	0	0.0%
6. その他	3	12.0%	1	7.1%	3	12.0%	1	7.1%	0	0.0%	0	0.0%
合計人数	25	100.0%	14	100.0%	25	100.0%	14	100.0%	0	0.0%	0	0.0%

・「5. 内部監査部門系」が多い状況は前回と同様であるが、前回は 0 人であった「1. 総務系」「3. 経理・財務系」が 1 人となり、「2. 法務系」が 1 人から 2 人となっている。この辺りは方針を持った起用ではなく、その時点での状況判断で起用しているものと思われる。

### 問 3-3 監査委員会事務局スタッフに対する人事同意権等の有無

	全体				上場				非上場			
	2016年		2017年		2016年		2017年		2016年		2017年	
1. 専属・兼務にかかわらず同意権等がある	26	76.5%	31	81.6%	25	75.8%	29	80.6%	1	100.0%	2	100.0%
2. 専属のみ同意権等がある	6	17.6%	6	15.8%	6	18.2%	6	16.7%	0	0.0%	0	0.0%
3. 同意権等はない	2	5.9%	1	2.6%	2	6.1%	1	2.8%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	34	100.0%	38	100.0%	33	100.0%	36	100.0%	1	100.0%	2	100.0%

・「1. 専属・兼務にかかわらず同意権等がある」としている会社が 81.6%と増加しているが、前々回以前は 0 社であった「3. 同意権等はない」会社が前回に引き続き 1 社あることは気がかりである。



#### 問 4-1 内部監査部門等のスタッフ数

	2016年	2017年
1. 内部監査部門が「ある」会社	34	41
平均人数	31.21	25.25
1-5人	6	7
6-10人	8	14
11-15人	1	0
16-20人	3	5
21-30人	4	3
31-50人	6	8
51人以上	6	4
2. 内部監査部門が「ない」会社	2	0
回答社数	36	41

- ・前回は「2. 内部監査部門が「ない」会社」が2社あったが、今回はすべての会社において内部監査部門が設置されている。
- ・スタッフの平均人数は前回から5.96人減少し25.25人となっているが、スタッフ数6-10人の会社が14社と最も多い点は前回同様である。

#### 問 4-2 内部監査部門等の部門長の役職

	全体				上場				非上場			
	2016年		2017年		2016年		2017年		2016年		2017年	
1. 取締役又は執行役	10	29.4%	7	17.1%	10	31.3%	7	18.4%	0	0.0%	0	0.0%
2. 部長職	19	55.9%	27	65.9%	18	56.3%	25	65.8%	1	50.0%	2	66.7%
3. その他	5	14.7%	7	17.1%	4	12.5%	6	15.8%	1	50.0%	1	33.3%
回答社数	34	100.0%	41	100.0%	32	100.0%	38	100.0%	2	100.0%	3	100.0%

- ・「1. 取締役又は執行役」と「2. 部長職」で大半を占めていることは前回同様である。前回の傾向と同様「2. 部長職」が増加している。

#### 問 4-3 監査委員会による内部監査部門等の部門長への人事同意権の有無

	全体				上場				非上場			
	2016年		2017年		2016年		2017年		2016年		2017年	
1. 人事同意権はある	9	26.5%	17	41.5%	8	25.0%	16	42.1%	1	50.0%	1	33.3%
2. 人事同意権はないが、意見を表明している	6	17.6%	5	12.2%	5	15.6%	4	10.5%	1	50.0%	1	33.3%
3. 人事同意権はなく、意見も表明していない	19	55.9%	19	46.3%	19	59.4%	18	47.4%	0	0.0%	1	33.3%
回答社数	34	100.0%	41	100.0%	32	100.0%	38	100.0%	2	100.0%	3	100.0%

- ・監査委員会が内部監査部門への人事同意権を有する会社は、全体の比率で15ポイント、社数で8社増加している。何らかの形で監査委員会が内部監査部門等の部門長の人事に関与している会社(選択肢1と2の合計)は全体で22社と、過半数に達している。

#### 問 4-4 監査委員会による内部監査部門等への指示等

	全体				上場				非上場			
	2016年		2017年		2016年		2017年		2016年		2017年	
1. 社内規則で権限が規定されており、その権限を行使したことがある	20	58.8%	23	56.1%	18	56.3%	21	55.3%	2	100.0%	2	66.7%
2. 社内規則で権限が規定されているが、その権限を行使したことはない	5	14.7%	10	24.4%	5	15.6%	10	26.3%	0	0.0%	0	0.0%
3. 社内規則で権限は規定されていないが、依頼をしたことがある	7	20.6%	6	14.6%	7	21.9%	6	15.8%	0	0.0%	0	0.0%
4. 社内規則で権限は規定されておらず、依頼をしたこともない	2	5.9%	2	4.9%	2	6.3%	1	2.6%	0	0.0%	1	33.3%
5. その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	34	100.0%	41	100.0%	32	100.0%	38	100.0%	2	100.0%	3	100.0%

・80.5%の会社において社内規則で権限が規定されている。また、規定の有無を問わず、依頼をしたことがある会社は全体の70.7%と減少し、監査役(会)設置会社(67.0%)や監査等委員会設置会社(68.2%)よりも高い比率となつてはいるものの、機関設計毎の差はなくなつてきている(監査役(会)設置会社版問4-4、監査等委員会設置会社問4-4参照)。

#### 問 4-5 内部監査部門等の組織上の位置付け

	全体				上場				非上場			
	2016年		2017年		2016年		2017年		2016年		2017年	
1. 社長に直属している	22	64.7%	27	65.9%	21	65.6%	26	68.4%	1	50.0%	1	33.3%
2. その他の執行役に直属している	6	17.6%	5	12.2%	5	15.6%	4	10.5%	1	50.0%	1	33.3%
3. 取締役会に直属している	1	2.9%	0	0.0%	1	3.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
4. 監査委員会に直属している	4	11.8%	5	12.2%	4	12.5%	5	13.2%	0	0.0%	0	0.0%
5. その他	1	2.9%	4	9.8%	1	3.1%	3	7.9%	0	0.0%	1	33.3%
回答社数	34	100.0%	41	100.0%	32	100.0%	38	100.0%	2	100.0%	3	100.0%

・監査役(会)設置会社(77.1%)や監査等委員会設置会社(80.6%)よりも低い比率ではあるが「1. 社長に直属している」が全体で65.9%と最も多い(監査役(会)設置会社版問4-5、監査等委員会設置会社問4-5)。「4. 監査委員会に直属している」も5社(12.2%)ある。

問 4-6 内部監査部門等からの報告(平時)

	全体				上場				非上場			
	2016年		2017年		2016年		2017年		2016年		2017年	
1. 内部監査部門等を所管する役員(社長が所管している場合を含む)のみに報告される	0	0.0%	1	2.4%	0	0.0%	1	2.6%	0	0.0%	0	0.0%
2. 取締役会のみに報告される	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
3. 監査委員会のみに報告される	1	2.9%	1	2.4%	1	3.1%	1	2.6%	0	0.0%	0	0.0%
4. 上記「1」若しくは「2」が正式報告先であり、監査委員会は報告の写送付先である	7	20.6%	7	17.1%	7	21.9%	6	15.8%	0	0.0%	1	33.3%
5. 監査委員会が正式報告先であり、上記「1」若しくは「2」は報告の写送付先である	1	2.9%	2	4.9%	1	3.1%	2	5.3%	0	0.0%	0	0.0%
6. 上記「1」若しくは「2」、及び監査委員会ともに正式報告先である	22	64.7%	26	63.4%	20	62.5%	25	65.8%	2	100.0%	1	33.3%
7. その他(具体的にご記入ください。)	3	8.8%	4	9.8%	3	9.4%	3	7.9%	0	0.0%	1	33.3%
回答社数	34	100.0%	41	100.0%	32	100.0%	38	100.0%	2	100.0%	3	100.0%

・1 社を除き、正式報告先か写送付先かにかかわらず、ほとんどの会社において監査委員会に報告がなされている。

問 4-6 「7. その他」の記載例

- ・監査委員も出席する内部統制委員会に報告され、内部統制委員会の内容は取締役会に対して報告される。
- ・取締役会および監査委員会が正式報告先であり、内部監査部門を所管する役員にも報告される。

問 4-7 内部監査部門等からの報告(有事)

	全体				上場				非上場			
	2016年		2017年		2016年		2017年		2016年		2017年	
1. 取締役会のみに報告される	1	2.9%	1	2.4%	1	3.1%	1	2.6%	0	0.0%	0	0.0%
2. 取締役会及び監査委員会に報告される	18	52.9%	24	58.5%	17	53.1%	23	60.5%	1	50.0%	1	33.3%
3. 監査委員会のみに報告される	10	29.4%	12	29.3%	9	28.1%	12	31.6%	1	50.0%	0	0.0%
4. その他	5	14.7%	4	9.8%	5	15.6%	2	5.3%	0	0.0%	2	66.7%
回答社数	34	100.0%	41	100.0%	32	100.0%	38	100.0%	2	100.0%	3	100.0%

・監査委員は取締役会の構成員であることから、実質的にはすべての会社で監査委員に報告されている。「3. 監査委員会のみに報告される」が全体の 29.3%となっており、平時の報告の場合と異なる点は前回同様である。

問 4-8 監査委員会と内部監査部門等との連携①(内部監査部門等との調整)(複数回答可)

	全体				上場				非上場			
	2016年		2017年		2016年		2017年		2016年		2017年	
1. 監査委員会主導で年度監査計画について調整している	3	8.8%	4	9.8%	2	6.3%	3	7.9%	1	50.0%	1	33.3%
2. 内部監査部門等主導で年度監査計画について調整している	12	35.3%	14	34.1%	12	37.5%	14	36.8%	0	0.0%	0	0.0%
3. 年度監査計画について調整しているが、どちらかが主導しているわけではない	14	41.2%	15	36.6%	13	40.6%	14	36.8%	1	50.0%	1	33.3%
4. (個別の) 監査日程について調整している	6	17.6%	8	19.5%	6	18.8%	8	21.1%	0	0.0%	0	0.0%
5. (個別の) 監査テーマについて調整している	12	35.3%	14	34.1%	11	34.4%	12	31.6%	1	50.0%	2	66.7%
6. 調整はしていない	5	14.7%	6	14.6%	5	15.6%	6	15.8%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	34	100.0%	41	100.0%	32	100.0%	38	100.0%	2	100.0%	3	100.0%

- ・何らかの形で調整を行っている会社が 85.4%を占めており、前回とほぼ同様の傾向である。
- ・年度計画の調整については、前回同様、内部監査部門主導で行われる比率が監査役主導で行われる場合よりも相対的に高く、どちらかが主導しているわけではない場合と拮抗している。

問 4-9 監査委員会と内部監査部門等との連携②(合同監査)

	全体				上場				非上場			
	2016年		2017年		2016年		2017年		2016年		2017年	
1. 全ての監査について合同監査を実施している	1	2.9%	0	0.0%	1	3.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
2. 往査先や監査テーマによっては合同監査を実施することがある	17	50.0%	13	31.7%	17	53.1%	13	34.2%	0	0.0%	0	0.0%
3. 合同監査を実施することはない	16	47.1%	28	68.3%	14	43.8%	25	65.8%	2	100.0%	3	100.0%
回答社数	34	100.0%	41	100.0%	32	100.0%	38	100.0%	2	100.0%	3	100.0%

- ・「3. 合同監査を実施することはない」会社が 21.2ポイント増加して 68.3%となり、過半数を大きく上回った。他の機関設計とはほぼ逆の傾向となっている(監査役(会)設置会社版問 4-9、監査等委員会設置会社版問 4-9)。

## Ⅱ 定時株主総会に係る各種実務手続及び期末監査について

### 問 5 事業報告

#### ①「財務及び会計に関する相当程度の知見を有している者」の記載の有無と記載された人数

	全体				上場				非上場			
	2016年		2017年		2016年		2017年		2016年		2017年	
記載あり	32	97.0%	37	97.4%	32	97.0%	37	97.4%	0	0.0%	0	0.0%
1名	11	33.3%	16	42.1%	11	33.3%	16	42.1%	0	0.0%	0	0.0%
2名	4	12.1%	8	21.1%	4	12.1%	8	21.1%	0	0.0%	0	0.0%
3名以上	17	51.5%	13	34.2%	17	51.5%	13	34.2%	0	0.0%	0	0.0%
記載なし	1	3.0%	1	2.6%	1	3.0%	1	2.6%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	33	100.0%	38	100.0%	33	100.0%	38	100.0%	0	0.0%	0	0.0%

・「記載あり」の会社は前回から 0.4 ポイント増加して 97.4%となり、ほとんどの会社で記載されているが、前回過半数に達した 3 名以上記載されている会社は 17.3 ポイント減少して 34.2%に留まっている。

#### ② 財務・会計に関する知見者として記載された者の属性

	2016年		2017年	
常勤社内監査委員	13	24.1%	16	30.2%
常勤社外監査委員	2	3.7%	2	3.8%
非常勤社内監査委員	1	1.9%	1	1.9%
非常勤社外監査委員	38	70.4%	34	64.2%
合計人数	54	100.0%	53	100.0%

・知見者としての記載の大半が社外委員であるが、「常勤社内監査委員」が増加している(6.1 ポイント)。「非常勤社外監査委員」は 6.2 ポイント減少して 64.2%となっている。

### ③ 財務・会計に関する知見者として記載された者の専門性・経歴

	2016年					2017年						
	常勤 社内	常勤 社外	非常勤 社内	非常勤 社外	合計	常勤 社内	常勤 社外	非常勤 社内	非常勤 社外	合計		
1. CFO等、財務部門管掌役員の経験を有する	13	1	0	4	18	22.2%	9	1	1	5	16	21.1%
2. 経理又は財務部門で対応の実務経験を有する	3	0	0	0	3	3.7%	5	0	0	0	5	6.6%
3. 公認会計士・税理士など会計の有資格者である	0	1	0	20	21	25.9%	0	1	0	22	23	30.3%
4. 金融機関出身者で対応の経験を有する	2	0	0	5	7	8.6%	4	0	0	10	14	18.4%
5. 弁護士として対応の経験を有する	0	0	0	14	14	17.3%	0	0	0	8	8	10.5%
6. 他社の取締役としての経験を有する	0	1	0	7	8	9.9%	0	1	0	5	6	7.9%
7. 会計、監査論等の研究者である	0	0	0	3	3	3.7%	0	0	0	2	2	2.6%
8. その他	1	1	0	5	7	8.6%	0	0	0	2	2	2.6%
合計(人)	19	4	0	58	81	100.0%	18	3	1	54	76	100.0%

- ・財務及び会計の相当の知見者として記載されているものの経歴として最も多いのが「3. 公認会計士・税理士など会計の有資格者である」であることは前回と変わらず4.4ポイント増加して30.3%となった。次に多いのも前回同様「1. CFO等、財務部門管掌役員の経験を有する」であり、1.1ポイント減少して21.1%となった。
- ・「4. 金融機関出身者で対応の経験を有する」が、比率で9.8ポイント、人数で7人増加し、3番目に多くなっている。

#### 問 6-1 内部統制システムに係る取締役会決議の見直しの有無

	全体			
	2016年		2017年	
1. 見直しの決議(内部統制システムを変更しない旨の決議を含む)を行った	18	50.0%	22	53.7%
2. 見直しの決議は行っていないが、内部統制システムの整備(構築・運用)状況に関する報告・検討を行った	16	44.4%	14	34.1%
3. 見直しの決議を行っておらず、内部統制システムの整備(構築・運用)状況に関する報告・検討も行っていない	2	5.6%	5	12.2%
回答社数	36	100.0%	41	100.0%

- ・「1. 見直しの決議(内部統制システムを変更しない旨の決議を含む)を行った」会社が前回から3.7ポイント増加して53.7%となり、「2. 見直しの決議は行っていないが、内部統制システムの整備(構築・運用)状況に関する報告・検討を行った」の比率が10.3ポイント減少して34.1%となった。それぞれ30ポイント以上の変動があった前回と比べると小幅な変動になっている。

問 6-2 内部統制システムに係る取締役会決議について見直した項目（複数回答可）

	全体			
	2016 年		2017 年	
1. 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項(会社法施行規則 112 条 1 項 1 号)	7	38.9%	9	40.9%
2. 上記1の取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項(会社法施行規則 112 条 1 項 2 号)	8	44.4%	6	27.3%
3. 監査委員会の上記1の取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項(会社法施行規則 112 条 1 項 3 号)	7	38.9%	7	31.8%
4. 当該株式会社並びにその子会社の取締役、執行役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査委員会に報告するための体制その他の監査委員会への報告に関する体制(会社法施行規則 112 条 1 項 4 号)	10	55.6%	7	31.8%
5. 監査委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制(会社法施行規則 112 条 1 項 5 号)	9	50.0%	5	22.7%
6. 監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の費用又は債務の処理に係る方針に関する事項(会社法施行規則 112 条 1 項 6 号)	9	50.0%	5	22.7%
7. 上記 1～6 のほか、監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則 112 条 1 項 7 号)	6	33.3%	8	36.4%
8. 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(会社法 416 条 1 項 1 号ホ)	8	44.4%	6	27.3%
9. 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制(会社法施行規則 112 条 2 項 1 号)	7	38.9%	6	27.3%
10. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制(会社法施行規則 112 条 2 項 2 号)	5	27.8%	7	31.8%
11. 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則 112 条 2 項 3 号)	6	33.3%	5	22.7%
12. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(会社法施行規則 112 条 2 項 4 号)	6	33.3%	6	27.3%
13. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制(会社法施行規則 112 条 2 項 5 号)	9	50.0%	6	27.3%
14. 財務報告の適正性を確保するための体制	2	11.1%	1	4.5%
15. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方	1	5.6%	0	0.0%
16. 企業理念・企業統治に関する考え方	1	5.6%	2	9.1%
17. その他	3	16.7%	9	40.9%
回答社数	18	100.0%	22	100.0%

・全体で 40.9%と最も多かったのが「1. 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項」であった。2 番目は「7. 上記 1～6 のほか、監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制」で 36.4%、3 番目は「3. 監査委員会の上記1の取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項」「4. 当該株式会社並びにその子会社の取締役、執行役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査委員会に報告するための体制その他の監査委員会への報告に関する体制」「10. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制」で 31.8%であった。

### 問 6-3 内部統制システムに係る取締役会決議の見直しの契機

	全体			
	2016年		2017年	
1. 監査委員会の要請に基づいて見直した	2	11.1%	3	13.6%
2. 執行部門の主体的な検討に基づいて見直した	9	50.0%	11	50.0%
3. 監査委員会と執行部門との協議に基づいて見直した	2	11.1%	4	18.2%
4. その他	5	27.8%	4	18.2%
回答社数	18	100.0%	22	100.0%

- ・「2. 執行部門の主体的な検討に基づいて見直した」が前回同様 50.0%と最も多くなっている。
- ・内部統制システムに係る取締役会決議の見直しに監査委員会がある程度関与をしている「1. 監査委員会の要請に基づいて見直した」と「3. 監査委員会と執行部門との協議に基づいて見直した」の合計は社数、割合ともに前回とは逆に増加している(11社→4社→7社、45.8%→22.2%→31.8%)。

### 問 6-4 事業報告における内部統制システムの構築・運用状況の開示

	全体			
	2016年		2017年	
1. 十分に記載されている	31	86.1%	33	80.5%
2. ある程度記載されている	5	13.9%	7	17.1%
3. 記載されていない	0	0.0%	1	2.4%
回答社数	36	100.0%	41	100.0%

- ・「1. 十分に記載されている」の比率は5.6ポイント減少して80.5%となっているが、社数は増加している。

### 問 7-1 監査委員会における監査委員会監査報告作成の審議回数

審議回数	全体				上場				非上場			
	2016年		2017年		2016年		2017年		2016年		2017年	
1回	12	33.3%	13	31.7%	12	35.3%	12	31.6%	0	0.0%	1	33.3%
2回	16	44.4%	19	46.3%	14	41.2%	17	44.7%	2	100.0%	2	66.7%
3回	5	13.9%	5	12.2%	5	14.7%	5	13.2%	0	0.0%	0	0.0%
4回以上	3	8.3%	4	9.8%	3	8.8%	4	10.5%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	36	100.0%	41	100.0%	34	100.0%	38	100.0%	2	100.0%	3	100.0%

- ・前回と同様審議回数 1～2回が多数を占めており、前回から 0.3ポイント増加し 78.0%とほぼ同様の数値になっている。それ以外の数値も前回と傾向に変わりはない。



問 7-2 監査委員会監査報告作成に至るまでの監査委員間の調整(複数回答可)

	全体				上場				非上場			
	2016年		2017年		2016年		2017年		2016年		2017年	
1. 社外監査委員を含め、すべての監査委員で調整を行った	27	75.0%	32	78.0%	25	73.5%	29	76.3%	2	100.0%	3	100.0%
2. 一部の監査委員のみで調整を行った	4	11.1%	5	12.2%	4	11.8%	5	13.2%	0	0.0%	0	0.0%
3. 事前の調整は行っていない	5	13.9%	0	0.0%	5	14.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
4. その他	0	0.0%	5	12.2%	0	0.0%	5	13.2%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	36		41		34		38		2		3	

・大半の会社ではすべての監査委員で調整を行っていることは前回と同様である。

問 7-3 監査報告における監査委員の個別意見の付記

	全体				上場				非上場			
	2016年		2017年		2016年		2017年		2016年		2017年	
1. あった	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
2. なかった	36	100.0%	41	100.0%	34	100.0%	38	100.0%	2	100.0%	3	100.0%
回答社数	36	100.0%	41	100.0%	34	100.0%	38	100.0%	2	100.0%	3	100.0%

・監査委員の個別意見の付記を行った会社はなかった。

### 問 8-1 決算短信の作成の有無

	全体				上場				非上場			
	2016年		2017年		2016年		2017年		2016年		2017年	
1. 作成会社である	34	94.4%	37	90.2%	34	100.0%	37	97.4%	0	0.0%	0	0.0%
2. 作成会社ではない	2	5.6%	4	9.8%	0	0.0%	1	2.6%	2	100.0%	3	100.0%
回答社数	36	100.0%	41	100.0%	34	100.0%	38	100.0%	2	100.0%	3	100.0%

### 問 8-2 決算短信の取締役会付議状況

	全体				上場				非上場			
	2016年		2017年		2016年		2017年		2016年		2017年	
1. 決議事項として付議されている	18	52.9%	20	54.1%	18	52.9%	20	54.1%	0	0.0%	0	0.0%
2. 報告事項として付議されている	11	32.4%	14	37.8%	11	32.4%	14	37.8%	0	0.0%	0	0.0%
3. 付議されていない	5	14.7%	3	8.1%	5	14.7%	3	8.1%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	34	100.0%	37	100.0%	34	100.0%	37	100.0%	0	0.0%	0	0.0%

・全体では「1. 決議事項として付議されている」及び「2. 報告事項として付議されている」との合計で前回 85.3%→今回 91.9%と増加しており、前回同様大半の会社で何らかの形で取締役会に付議されている。「3. 付議されていない」に該当する会社は前回から 2 社減少して 3 社であった。

### 問 8-3 決算短信の監査の有無

	全体				上場				非上場			
	2016年		2017年		2016年		2017年		2016年		2017年	
1. 監査している	19	55.9%	16	43.2%	19	55.9%	16	43.2%	0	0.0%	0	0.0%
2. 監査していない	15	44.1%	21	56.8%	15	44.1%	21	56.8%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	34	100.0%	37	100.0%	34	100.0%	37	100.0%	0	0.0%	0	0.0%

・決算短信を作成している会社のうち、決算短信について監査をしている会社の比率は、前回は過半数に達していたが、今回は 12.7 ポイント減少し 43.2%となり、該当会社数も前回から 3 社減少した。

#### 問 8-4 決算短信の監査の内容（複数回答可）

	全体				上場				非上場			
	2016年		2017年		2016年		2017年		2016年		2017年	
1. 決算短信作成の業務プロセスを監査した	5	26.3%	8	50.0%	5	26.3%	8	50.0%	0	0.0%	0	0.0%
2. 決算短信に関する取締役会決議などの承認プロセスを監査した	10	52.6%	9	56.3%	10	52.6%	9	56.3%	0	0.0%	0	0.0%
3. 決算短信のうち財務情報を監査した	12	63.2%	12	75.0%	12	63.2%	12	75.0%	0	0.0%	0	0.0%
4. 決算短信のうち非財務情報を監査した	11	57.9%	10	62.5%	11	57.9%	10	62.5%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	19		16		19		16		0		0	

・「3. 決算短信のうち財務情報を監査した」が前回同様 12 社と最も多くなっている。次いで「4. 決算短信のうち非財務情報を監査した」が前回から 1 社減少し 10 社となっている。

#### 問 9-1 有価証券報告書の作成の有無

	全体				上場				非上場			
	2016年		2017年		2016年		2017年		2016年		2017年	
1. 作成している	34	94.4%	37	90.2%	34	100.0%	37	97.4%	0	0.0%	0	0.0%
2. 作成していない	2	5.6%	4	9.8%	0	0.0%	1	2.6%	2	100.0%	3	100.0%
回答社数	36	100.0%	41	100.0%	34	100.0%	38	100.0%	2	100.0%	3	100.0%

#### 問 9-2 有価証券報告書の取締役会付議状況

	全体				上場				非上場			
	2016年		2017年		2016年		2017年		2016年		2017年	
1. 決議事項として付議	8	23.5%	10	27.0%	8	23.5%	10	27.0%	0	0.0%	0	0.0%
2. 報告事項として付議	11	32.4%	12	32.4%	11	32.4%	12	32.4%	0	0.0%	0	0.0%
3. 付議されていない	15	44.1%	15	40.5%	15	44.1%	15	40.5%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	34	100.0%	37	100.0%	34	100.0%	37	100.0%	0	0.0%	0	0.0%

・「3. 付議されていない」が 3.6 ポイント減少して 40.5%となり、決算短信とは依然開きがある（問 8-2）ものの、過半数の会社で何らかの形で取締役会に付議されている。

### 問 9-3 有価証券報告書の提出時期

	全体			
	2016 年		2017 年	
1. 定時株主総会終了前に提出した	1	2.9%	1	2.7%
2. 定時株主総会の終了後に提出した	33	97.1%	36	97.3%
回答社数	34	100.0%	37	100.0%

・前回から大きな変化はなく、ほとんどの会社が定時株主総会終了後に提出している。

### 問 9-4 有価証券報告書の株主総会前提出会社の提出時期

	全体				上場				非上場			
	2016 年		2017 年		2016 年		2017 年		2016 年		2017 年	
7 日前	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%

### 問 9-5 有価証券報告書の監査の有無

	全体				上場				非上場			
	2016 年		2017 年		2016 年		2017 年		2016 年		2017 年	
1. 監査している	23	67.6%	24	64.9%	23	67.6%	24	64.9%	0	0.0%	0	0.0%
2. 監査していない	11	32.4%	13	35.1%	11	32.4%	13	35.1%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	34	100.0%	37	100.0%	34	100.0%	37	100.0%	0	0.0%	0	0.0%

・監査している会社が全体で 67.6%から 64.9%に微減しているものの、社数は増えており、監査において決算短信より有価証券報告書を重視する傾向は変わっていない。

問 9-6 有価証券報告書の監査の内容（複数回答可）

	全体				上場				非上場			
	2016年		2017年		2016年		2017年		2016年		2017年	
1. 有価証券報告書作成の業務プロセスを監査した	8	34.8%	13	54.2%	8	34.8%	13	54.2%	0	0.0%	0	0.0%
2. 有価証券報告書に関する取締役会決議などの承認プロセスを監査した	10	43.5%	11	45.8%	10	43.5%	11	45.8%	0	0.0%	0	0.0%
3. 有価証券報告書のうち財務情報を監査した	16	69.6%	16	66.7%	16	69.6%	16	66.7%	0	0.0%	0	0.0%
4. 有価証券報告書のうち非財務情報を監査した	17	73.9%	18	75.0%	17	73.9%	18	75.0%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	23		24		23		24		0		0	

- ・前回減少した「1. 有価証券報告書作成の業務プロセスを監査した」及び「2. 有価証券報告書に関する取締役会決議などの承認プロセスを監査した」がそれぞれ増加した（5社、1社）。
- ・前回に引き続き、「4. 有価証券報告書のうち非財務情報を監査した」が1社増加で最多となり、2番目の「3. 有価証券報告書のうち財務情報を監査した」は前回同様であった。

問 10-1 株主総会における監査委員会からの口頭報告の有無

	全体				上場				非上場			
	2016年		2017年		2016年		2017年		2016年		2017年	
1. 行った	34	94.4%	35	85.4%	32	94.1%	33	86.8%	2	100.0%	2	66.7%
2. 行わなかった	2	5.6%	6	14.6%	2	5.9%	5	13.2%	0	0.0%	1	33.3%
回答社数	36	100.0%	41	100.0%	34	100.0%	38	100.0%	2	100.0%	3	100.0%

- ・「1. 口頭報告を行った」とする会社は85.4%と前回から9ポイント減少したものの、社数では増加した。

問 10-2 株主総会における監査委員会に関連した質問の有無

	全体				上場				非上場			
	2016年		2017年		2016年		2017年		2016年		2017年	
1. あった	3	8.3%	7	17.1%	3	8.8%	7	18.4%	0	0.0%	0	0.0%
2. なかった	33	91.7%	34	82.9%	31	91.2%	31	81.6%	2	100.0%	3	100.0%
回答社数	36	100.0%	41	100.0%	34	100.0%	38	100.0%	2	100.0%	3	100.0%

- ・監査委員会に関連した質問があったとの回答が増加し、7社となった。

問 10-3 株主総会における監査委員会に関連した質問内容（複数回答可）

	全体				上場				非上場			
	2016年		2017年		2016年		2017年		2016年		2017年	
1. 重点監査項目について	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
2. 実査・往査について	0	0.0%	1	14.3%	0	0.0%	1	14.3%	0	0.0%	0	0.0%
3. 企業集団の監査、子会社の調査について	0	0.0%	1	14.3%	0	0.0%	1	14.3%	0	0.0%	0	0.0%
4. 監査体制について	0	0.0%	2	28.6%	0	0.0%	2	28.6%	0	0.0%	0	0.0%
5. 経営者と監査委員会との意思疎通の状況について	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
6. 取締役会への出席について	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
7. 会計監査人の監査結果について	1	33.3%	1	14.3%	1	33.3%	1	14.3%	0	0.0%	0	0.0%
8. 会計監査人の独立性について	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
9. 会計監査人との連携について	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
10. 監査委員会の運営・議題について	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
11. 「社外」監査委員の独立性について	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
12. 「社外」監査委員の役割や意思疎通の状況等について	0	0.0%	1	14.3%	0	0.0%	1	14.3%	0	0.0%	0	0.0%
13. 監査委員の任期(含む重任、期中辞任)・員数・兼任状況について	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
14. 補欠役員の選任について	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
15. 監査委員会の監査結果について	1	33.3%	1	14.3%	1	33.3%	1	14.3%	0	0.0%	0	0.0%
16. 監査委員の財務・会計に関する知見について	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
17. 役員報酬について	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
18. 監査委員会監査報告の記載内容について	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
19. その他	1	33.3%	5	71.4%	1	33.3%	5	71.4%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	3		7		3		7		0		0	

問 10-4 株主総会における監査委員会に関連した質問への回答

	全体				上場				非上場			
	2016年		2017年		2016年		2017年		2016年		2017年	
1. 監査委員が回答した	2	66.7%	7	100.0%	2	66.7%	7	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
2. 監査委員は回答しなかった	1	33.3%	0	0.0%	1	33.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	3	100.0%	7	100.0%	3	100.0%	7	100.0%	0	0.0%	0	0.0%

### Ⅲ 取締役会の状況と監査委員会の日常活動について

#### 問 11 他の委員会との連携の状況（複数回答可）

	全体				上場				非上場			
	2016年		2017年		2016年		2017年		2016年		2017年	
1. 取締役会の場を通じて	32	88.9%	34	82.9%	30	88.2%	32	84.2%	2	100.0%	2	66.7%
2. 委員の兼任によって	24	66.7%	30	73.2%	22	64.7%	27	71.1%	2	100.0%	3	100.0%
3. 委員会間の連絡の場を別途設定	4	11.1%	3	7.3%	4	11.8%	3	7.9%	0	0.0%	0	0.0%
4. 各委員会の出入、陪席を自由とする	2	5.6%	3	7.3%	1	2.9%	3	7.9%	1	50.0%	0	0.0%
5. 委員会スタッフを通じた連携	12	33.3%	13	31.7%	11	32.4%	12	31.6%	1	50.0%	1	33.3%
6. その他	2	5.6%	5	12.2%	2	5.9%	5	13.2%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	36		41		34		38		2		3	

・大半の会社で「1. 取締役会の場を通じて」(82.9%)の連携が行われている。他の連携方法としては「2. 委員の兼任によって」が目立つ。委員会間で積極的に連携の場を設けることは少ないことは変わっていないが、前回増加した「3. 委員会間の連絡の場を別途設定」や「5. 委員会スタッフを通じた連携」は引き続き一定の割合を保っている。

#### 問 12-1 取締役会の年間の開催数及び議案数

(平均)	全体		上場		非上場	
	2016年	2017年	2016年	2017年	2016年	2017年
開催数(回)	13.25	13.02	13.24	13.03	13.50	13.00
決議事項(件)	34.53	33.28	34.62	32.78	33.00	39.33
報告事項(件)	51.45	49.78	50.63	50.89	76.00	30.50

・他の機関設計に比べ、報告事項の件数が多い(監査役(会)設置会社版問 14-1、監査等委員会設置会社版問 14-1)。

#### 問 12-2 取締役会の平均所要時間

	全体				上場				非上場			
	2016年		2017年		2016年		2017年		2016年		2017年	
1. 1時間未満	0	0.0%	1	2.4%	0	0.0%	1	2.6%	0	0.0%	0	0.0%
2. 1時間以上～2時間未満	17	47.2%	21	51.2%	17	50.0%	20	52.6%	0	0.0%	1	33.3%
3. 2時間以上～3時間未満	15	41.7%	11	26.8%	13	38.2%	9	23.7%	2	100.0%	2	66.7%
4. 3時間以上～4時間未満	3	8.3%	6	14.6%	3	8.8%	6	15.8%	0	0.0%	0	0.0%
5. 4時間以上	1	2.8%	2	4.9%	1	2.9%	2	5.3%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	36	100.0%	41	100.0%	34	100.0%	38	100.0%	2	100.0%	3	100.0%

・「2. 1時間以上～2時間未満」が全体で 4.0 ポイント増加し 51.2%と最も多く、前回拮抗していた「3. 2時間以上～3時間未満」は 14.9 ポイント減少して 26.8%となっており、差が広がった。

問 12-3 取締役会の運営の変化(複数回答可)

	全体				上場				非上場			
	2016年		2017年		2016年		2017年		2016年		2017年	
1. 取締役会の自己評価	29	80.6%	36	87.8%	28	82.4%	35	92.1%	1	50.0%	1	33.3%
2. 資料の事前送付	30	83.3%	37	90.2%	28	82.4%	34	89.5%	2	100.0%	3	100.0%
3. 事前説明の実施(社外取締役など一部を対象とする場合を含む)	30	83.3%	32	78.0%	29	85.3%	31	81.6%	1	50.0%	1	33.3%
4. 特になし	1	2.8%	0	0.0%	1	2.9%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
5. その他	3	8.3%	3	7.3%	3	8.8%	3	7.9%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	36	100.0%	41	100.0%	34	100.0%	38	100.0%	2	100.0%	3	100.0%

・選択肢 1～3 のいずれの取組についても大半の会社で実施されている。上場会社では、「1. 取締役会の自己評価」が最も多く、9割以上の会社で実施されている。

問 12-3 「5. その他」の記載例

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワークショップ、現場訪問、社外取締役会の実施</li> <li>・社外取締役のみの会合（エグゼクティブセッション）</li> </ul>
--

問 12-4 取締役会における監査委員の発言状況（複数回答可）

	全体				上場				非上場			
	2016年		2017年		2016年		2017年		2016年		2017年	
1. 議長からの求めに応じて発言している	8	22.2%	7	17.1%	7	20.6%	7	18.4%	1	50.0%	0	0.0%
2. 議長からの求めがなくても、必要があれば発言している	35	97.2%	41	100.0%	33	97.1%	38	100.0%	2	100.0%	3	100.0%
3. 代表取締役やほかの取締役と日常的に十分なコミュニケーションが取れているため、取締役会においてはあまり発言する必要がない	1	2.8%	2	4.9%	1	2.9%	1	2.6%	0	0.0%	1	33.3%
4. 代表取締役やほかの取締役と日常的に十分なコミュニケーションが取れているわけでもなく、取締役会においてもほとんど発言していない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
5. その他	1	2.8%	0	0.0%	1	2.9%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	36		41		34		38		2		3	

・すべての会社において、議長からの求めがなくても必要があれば発言がなされている。



問 12-5 取締役会における監査委員の発言内容（複数回答可）

	全体				上場				非上場			
	2016年		2017年		2016年		2017年		2016年		2017年	
1. 法令・定款への遵守性	29	80.6%	36	87.8%	27	79.4%	33	86.8%	2	100.0%	3	100.0%
2. 経営判断原則の履行の充分性	28	77.8%	33	80.5%	26	76.5%	30	78.9%	2	100.0%	3	100.0%
3. 会社に及ぼすリスクや損害の程度(リスク管理の視点)	34	94.4%	40	97.6%	32	94.1%	37	97.4%	2	100.0%	3	100.0%
4. 内部統制システムの適切な構築・運用の観点	30	83.3%	36	87.8%	28	82.4%	33	86.8%	2	100.0%	3	100.0%
5. 過去の類似案件における対応、それとの差異	11	30.6%	19	46.3%	11	32.4%	18	47.4%	0	0.0%	1	33.3%
6. 同業他社における対応、それとの差異	12	33.3%	16	39.0%	11	32.4%	14	36.8%	1	50.0%	2	66.7%
7. 業務執行の当・不当を質す観点	17	47.2%	26	63.4%	15	44.1%	23	60.5%	2	100.0%	3	100.0%
8. 予算・収益計画の進捗を質す観点	21	58.3%	30	73.2%	20	58.8%	27	71.1%	1	50.0%	3	100.0%
9. 経営上のリスクテイクを促す観点	16	44.4%	25	61.0%	16	47.1%	23	60.5%	0	0.0%	2	66.7%
10. 株主に与える影響、株主利益の視点	23	63.9%	32	78.0%	22	64.7%	30	78.9%	1	50.0%	2	66.7%
11. 株主以外のステーク・ホルダーの利益の視点	17	47.2%	23	56.1%	15	44.1%	20	52.6%	2	100.0%	3	100.0%
12. その他	1	2.8%	3	7.3%	1	2.9%	3	7.9%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	36		41		34		38		2		3	

・最も多いのは前回同様「3.会社に及ぼすリスクや損害の程度(リスク管理の視点)」の97.6%であり、次に「1.法令・定款への遵守性」と「4. 内部統制システムの適切な構築・運用の観点」が87.8%で続いている。

問 13-1 取締役会以外で出席する会議(複数回答可)

	全体				上場				非上場			
	2016年		2017年		2016年		2017年		2016年		2017年	
1. 経営会議など経営に関する重要会議	27	75.0%	31	75.6%	26	76.5%	29	76.3%	1	50.0%	2	66.7%
2. 執行役や部門長を対象とした事業の執行状況に関する会議	20	55.6%	21	51.2%	19	55.9%	20	52.6%	1	50.0%	1	33.3%
3. 部長級が出席する部門内会議	3	8.3%	1	2.4%	2	5.9%	1	2.6%	1	50.0%	0	0.0%
4. 各種の委員会	23	63.9%	29	70.7%	22	64.7%	28	73.7%	1	50.0%	1	33.3%
5. 関係会社決算説明会	5	13.9%	8	19.5%	5	14.7%	8	21.1%	0	0.0%	0	0.0%
6. 内部監査部門の監査報告会	21	58.3%	20	48.8%	20	58.8%	19	50.0%	1	50.0%	1	33.3%
7. 特になし	2	5.6%	1	2.4%	2	5.9%	1	2.6%	0	0.0%	0	0.0%
8. その他	2	5.6%	2	4.9%	1	2.9%	1	2.6%	1	50.0%	1	33.3%
回答社数	36		41		34		38		2		3	

・最も多いのは「1. 経営会議など経営に関する重要会議」であり、全体の 75.6%となっている。次いで、「4. 各種の委員会」が 70.7%、3 番目は「2. 執行役や部門長を対象とした事業の執行状況に関する会議」で 51.2%となっている。

・「6. 内部監査部門の監査報告会」は 9.5 ポイント減少しているが社数は 1 社の減少にとどまっている。

問 13-2 経営会議等における監査委員の意見による執行側提案への影響

	全体				上場				非上場			
	2016年		2017年		2016年		2017年		2016年		2017年	
1. 執行側提案に影響を与えたことがある	8	29.6%	9	29.0%	7	26.9%	8	27.6%	1	100.0%	1	50.0%
2. 監査委員は取締役・執行役と日常的に十分にコミュニケーションが取れており、改めて経営会議等において監査委員が指摘しなければならぬ事態は生じていない	9	33.3%	9	29.0%	9	34.6%	8	27.6%	0	0.0%	1	50.0%
3. 監査委員は、必要に応じて経営会議等において指摘をしており、その指摘については真摯に受けとめてもらえるものの、決定に影響を与えたことはない	4	14.8%	12	38.7%	4	15.4%	12	41.4%	0	0.0%	0	0.0%
4. 監査委員は、必要に応じて経営会議等において指摘をしているが、その指摘を真摯に受け止めてもらえない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
5. 監査委員が指摘しなければならぬような状況は生じていない	4	14.8%	0	0.0%	4	15.4%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
6. その他	2	7.4%	1	3.2%	2	7.7%	1	3.4%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	27	100.0%	31	100.0%	26	100.0%	29	100.0%	1	100.0%	2	100.0%

・指摘を真摯に受け止めてもらえない会社は 0 社であったが、「3. 監査委員は、必要に応じて経営会議等において指摘をしており、その指摘については真摯に受けとめてもらえるものの、決定に影響を与えたことはない」が 8 社増加して最多となった。

問 13-2 「1. 執行側提案に影響を与えたことがある」の記載例

- ・稟議制度における改善（各審議部門の役割・責任の明確化等）
- ・全社的にリスクの洗出し作業の改善（やり直し）
- ・取締役会付議基準への抵触可能性について再検討させた

問 13-2 「6. その他」の記載例

- ・取締役会並びに執行側との定例会の場で監査委員は必要なコミュニケーションを取っている。また、執行責任者とのマネジメント・インタビューを随時実施している。

問 13-3 出席する委員会(複数回答可)

	全体				上場				非上場			
	2016年		2017年		2016年		2017年		2016年		2017年	
1. 指名委員会(取締役候補者対象)	6	26.1%	13	44.8%	6	27.3%	12	42.9%	0	0.0%	1	100.0%
2. 人事委員会(執行役員以下対象)	1	4.3%	3	10.3%	1	4.5%	2	7.1%	0	0.0%	1	100.0%
3. 報酬委員会	6	26.1%	13	44.8%	6	27.3%	12	42.9%	0	0.0%	1	100.0%
4. ガバナンス委員会	2	8.7%	3	10.3%	2	9.1%	3	10.7%	0	0.0%	0	0.0%
5. コンプライアンス委員会	13	56.5%	17	58.6%	13	59.1%	16	57.1%	0	0.0%	1	100.0%
6. 内部統制委員会	9	39.1%	10	34.5%	9	40.9%	10	35.7%	0	0.0%	0	0.0%
7. リスク管理委員会	14	60.9%	17	58.6%	13	59.1%	16	57.1%	1	100.0%	1	100.0%
8. その他	6	26.1%	6	20.7%	5	22.7%	6	21.4%	1	100.0%	0	0.0%
回答社数	23	100.0%	29	100.0%	22	100.0%	28	100.0%	1	100.0%	1	100.0%

・最も多いのは「5. コンプライアンス委員会」と「7. リスク管理委員会」で全体の 58.6%となっている。

問 14-1 個別事象に対する監査委員の対応（複数回答可）

	全体				上場				非上場			
	2016年		2017年		2016年		2017年		2016年		2017年	
1. 当該事象に関する情報の収集に努めた	20	83.3%	22	88.0%	20	87.0%	21	87.5%	0	0.0%	1	100.0%
2. 関係する取締役から事情を聞いた	14	58.3%	18	72.0%	13	56.5%	17	70.8%	1	100.0%	1	100.0%
3. 関係する取締役に直接指摘・助言を行った	8	33.3%	13	52.0%	7	30.4%	12	50.0%	1	100.0%	1	100.0%
4. 当該事象の存在について、社長に対して直接報告・説明をした	5	20.8%	5	20.0%	5	21.7%	5	20.8%	0	0.0%	0	0.0%
5. 取締役会、経営会議等で報告・説明をした	13	54.2%	12	48.0%	13	56.5%	11	45.8%	0	0.0%	1	100.0%
6. 事態の推移を見守ったところ、状況が改善されたので特に対応はしなかった	0	0.0%	1	4.0%	0	0.0%	1	4.2%	0	0.0%	0	0.0%
7. 上記以外の対応	3	12.5%	4	16.0%	3	13.0%	4	16.7%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数（「8. そのような局面に遭遇することはなかった」を除く）	24	66.7%	25	61.0%	23	67.6%	24	63.2%	1	50.0%	1	33.3%

選択肢1～7の比率は「8. そのような局面に遭遇することはなかった」を選択した会社を除く回答社数に対する比率を表示

8. そのような局面に遭遇することはなかった	12	33.3%	16	39.0%	11	32.4%	14	36.8%	1	50.0%	2	66.7%
総回答社数	36	100.0%	41	100.0%	34	100.0%	38	100.0%	2	100.0%	3	100.0%

・問題が発生した場合の対応として「1. 当該事象に関する情報の収集に努めた」が 88.0%、「2. 関係する取締役から事情を聞いた」が 72.0%となっており、社数も増加しており、情報収集に努める監査委員が多いといえる。

問 14-2 社長・経営トップとの対話機会

	全体				上場				非上場			
	2016年		2017年		2016年		2017年		2016年		2017年	
1. 1～2回	9	25.0%	12	29.3%	9	26.5%	12	31.6%	0	0.0%	0	0.0%
2. 3～4回	8	22.2%	12	29.3%	8	23.5%	12	31.6%	0	0.0%	0	0.0%
3. 5～10回	8	22.2%	5	12.2%	7	20.6%	3	7.9%	1	50.0%	2	66.7%
4. 11回以上	11	30.6%	11	26.8%	10	29.4%	10	26.3%	1	50.0%	1	33.3%
5. なし	0	0.0%	1	2.4%	0	0.0%	1	2.6%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	36	100.0%	41	100.0%	34	100.0%	38	100.0%	2	100.0%	3	100.0%

・最も多いのは前回と異なり「1. 1～2回」と「2. 3～4回」であり、「3. 5～10回」が 10.0ポイント減少して 12.2%となっている。

問 14-3 執行役との情報共有(複数回答可)

	全体				上場				非上場			
	2016年		2017年		2016年		2017年		2016年		2017年	
1. 執行役から経営に関する重要事項について、定期的に報告を受ける	22	61.1%	32	78.0%	20	58.8%	30	78.9%	2	100.0%	2	66.7%
2. 執行役から経営に関する重要事項について、必要に応じて報告を受ける	23	63.9%	23	56.1%	23	67.6%	22	57.9%	0	0.0%	1	33.3%
3. 特になし	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
4. その他	0	0.0%	2	4.9%	0	0.0%	1	2.6%	0	0.0%	1	33.3%
回答社数	36	100.0%	41	100.0%	34	100.0%	38	100.0%	2	100.0%	3	100.0%

・「3. 特になし」の会社は 0 社であり、すべての会社において、何らかの形で執行役との情報共有が行われている。

問 14-3 「4. その他」の記載例

- ・毎月開催される執行役会に出席しており、そこでの議題に関する資料、情報を共有している。
- ・執行役とのマネジメント・インタビュー/年1~2回

問 14-4 監査委員でない社外取締役との連携(複数回答可)

	全体				上場				非上場			
	2016年		2017年		2016年		2017年		2016年		2017年	
1. 監査委員会に出席してもらっている	4	11.1%	3	7.3%	4	11.8%	3	7.9%	0	0.0%	0	0.0%
2. 常勤の監査委員が定期的な情報提供もしくは意見交換をしている	4	11.1%	4	9.8%	4	11.8%	4	10.5%	0	0.0%	0	0.0%
3. 常勤の監査委員が必要に応じて情報提供もしくは意見交換をしている	13	36.1%	9	22.0%	12	35.3%	8	21.1%	1	50.0%	1	33.3%
4. 社外の監査委員が情報提供もしくは意見交換をしている	9	25.0%	13	31.7%	9	26.5%	13	34.2%	0	0.0%	0	0.0%
5. 特に情報提供もしくは意見交換はしていない	4	11.1%	5	12.2%	3	8.8%	4	10.5%	1	50.0%	1	33.3%
6. 監査委員でない社外取締役はいない	8	22.2%	9	22.0%	8	23.5%	8	21.1%	0	0.0%	1	33.3%
7. その他			6	14.6%			6	15.8%			0	0.0%
回答社数	36		41		34		38		2		3	

・「4. 社外の監査委員が情報提供もしくは意見交換をしている」が 6.7 ポイント増加して 31.7%と最多となっており、社外取締役間との連携がより重要視されているように見受けられる。

問 14-4 「7. その他」の記載例

- ・取締役会メンバーに委員会議事録の抜粋を共有
- ・監査委員による取締役会での定期報告

問 14-5 監査委員でない社外取締役との情報交換等の頻度

	全体				上場				非上場			
	2016年		2017年		2016年		2017年		2016年		2017年	
1. 1～2回	6	25.0%	3	13.0%	6	26.1%	3	13.6%	0	0.0%	0	0.0%
2. 3～4回	6	25.0%	7	30.4%	6	26.1%	7	31.8%	0	0.0%	0	0.0%
3. 5～10回	3	12.5%	2	8.7%	3	13.0%	2	9.1%	0	0.0%	0	0.0%
4. 11回以上	6	25.0%	7	30.4%	6	26.1%	7	31.8%	0	0.0%	0	0.0%
5. なし	3	12.5%	4	17.4%	2	8.7%	3	13.6%	1	100.0%	1	100.0%
回答社数	24	100.0%	23	100.0%	23	100.0%	22	100.0%	1	100.0%	1	100.0%

・全体的に数値は分散しているが、複数回実施している会社が大半である。

問 15-1 会計監査人の報酬同意に関する担当執行役等からの情報提供の有無

	全体				上場				非上場			
	2016年		2017年		2016年		2017年		2016年		2017年	
1. あった	36	100.0%	41	100.0%	34	100.0%	38	100.0%	2	100.0%	3	100.0%
2. なかった	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	36	100.0%	41	100.0%	34	100.0%	38	100.0%	2	100.0%	3	100.0%

・すべての会社で担当執行役等から情報提供があった。

問 15-2 会計監査人の報酬同意に関する担当執行役等からの情報提供の時期（複数回答可）

	全体				上場				非上場			
	2016年		2017年		2016年		2017年		2016年		2017年	
1. 報酬原案(当初案)が作成される前の段階	5	13.9%	5	12.2%	5	14.7%	4	10.5%	0	0.0%	1	33.3%
2. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当執行役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入る前の段階	4	11.1%	9	22.0%	4	11.8%	8	21.1%	0	0.0%	1	33.3%
3. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当執行役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入った段階	16	44.4%	22	53.7%	15	44.1%	21	55.3%	1	50.0%	1	33.3%
4. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当執行役等と会計監査人との間で報酬額についてほぼ結論が出された段階	17	47.2%	22	53.7%	16	47.1%	20	52.6%	1	50.0%	2	66.7%
回答社数	36		41		34		38		2		3	

・「4.報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当執行役等と会計監査人との間で報酬額についてほぼ結論が出された段階」が最も多く、前回から6.5ポイント増加して53.7%となっているが、「3.報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当執行役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入った段階」も9.3ポイント増加してそれに並んだ。若干ではあるが、より早い段階で情報を受けるようになってきているようである。

問 15-3 会計監査人の報酬同意に関する会計監査人からの情報提供の有無

	全体				上場				非上場			
	2016年		2017年		2016年		2017年		2016年		2017年	
1. あった	29	80.6%	34	82.9%	28	82.4%	32	84.2%	1	50.0%	2	66.7%
2. なかった	7	19.4%	7	17.1%	6	17.6%	6	15.8%	1	50.0%	1	33.3%
回答社数	36	100.0%	41	100.0%	34	100.0%	38	100.0%	2	100.0%	3	100.0%

・会計監査人から情報提供のあった会社は、全体で2.3ポイント増加し82.9%となっている。担当執行役等からの事前の情報提供がすべての会社で行われている(問 15-1)ののと比べると少なく、会計監査人からの積極的な情報提供が少ないのはプロセスとして監査委員会の同意が監査役、監査等委員会の場合と同様、執行側の提案に対する同意ということが大きいと思われる。



問 15-4 会計監査人の報酬同意に関する会計監査人からの情報提供の時期（複数回答可）

	全体				上場				非上場			
	2016年		2017年		2016年		2017年		2016年		2017年	
1. 報酬原案(当初案)が作成される前の段階	3	10.3%	5	14.7%	3	10.7%	4	12.5%	0	0.0%	1	50.0%
2. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当執行役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入る前の段階	3	10.3%	7	20.6%	3	10.7%	7	21.9%	0	0.0%	0	0.0%
3. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当執行役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入った段階	9	31.0%	13	38.2%	8	28.6%	13	40.6%	1	100.0%	0	0.0%
4. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当執行役等と会計監査人との間で報酬額についてほぼ結論が出された段階	19	65.5%	19	55.9%	19	67.9%	18	56.3%	0	0.0%	1	50.0%
回答社数	29		34		28		32		1		2	

・全体としては「4.報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当執行役等と会計監査人との間で報酬額についてほぼ結論が出された段階」が 55.9%と最も多く、次いで「3. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当執行役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入った段階」が、38.2%と 2 番目となっているが、それ以前の段階での情報提供が行われているケースも増加しつつある。

問 15-5 執行部門と会計監査人の折衝状況の把握

	全体				上場				非上場			
	2016年		2017年		2016年		2017年		2016年		2017年	
1. 十分把握していた	12	33.3%	18	43.9%	12	35.3%	18	47.4%	0	0.0%	0	0.0%
2. ある程度把握していた	21	58.3%	23	56.1%	19	55.9%	20	52.6%	2	100.0%	3	100.0%
3. 把握は不十分であった	1	2.8%	0	0.0%	1	2.9%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
4. 全く把握していなかった	2	5.6%	0	0.0%	2	5.9%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	36	100.0%	41	100.0%	34	100.0%	38	100.0%	2	100.0%	3	100.0%

・全体で「1. 十分把握していた」と「2. ある程度把握していた」の合計が 90.0%となり、ほとんどの会社で配慮がなされているようである。前回減少した「1. 十分把握していた」の比率と社数も今回は増加に転じた。

問 15-6 会計監査人の報酬額に関する取締役会への付議状況

	全体				上場				非上場			
	2016年		2017年		2016年		2017年		2016年		2017年	
1. 決議事項として付議されている	4	11.1%	4	9.8%	4	11.8%	4	10.5%	0	0.0%	0	0.0%
2. 報告事項として付議されている	6	16.7%	10	24.4%	6	17.6%	10	26.3%	0	0.0%	0	0.0%
3. 付議されていない	26	72.2%	27	65.9%	24	70.6%	24	63.2%	2	100.0%	3	100.0%
回答社数	36	100.0%	41	100.0%	34	100.0%	38	100.0%	2	100.0%	3	100.0%

・「1. 決議事項として付議されている」は 9.8%と監査役設置会社(33.8%)、監査等委員会設置会社(40.4%)と比べてかなり低い数値となっている(監査役(会)設置会社版問 17-6、監査等委員会設置会社版問 17-6)。「2. 報告事項として付議されている」は 7.7 ポイント増加し、24.4%となった。「3. 付議されていない」は 6.3 ポイント減少して 65.9%となっているが、社数は 1 社増加している。前々回の数値がそれぞれ 37.9%と 55.2%であり、報酬額の変更の有無等により取扱いが異なることが考えられる。

問 15-7 会計監査人選任議案の決定プロセス

	全体				上場				非上場			
	2016年		2017年		2016年		2017年		2016年		2017年	
1. 執行側で原案を作成し、それを監査委員会で決定する。原案が否決された場合は、執行側で代替案を作成させる	16	44.4%	12	29.3%	15	44.1%	12	31.6%	1	50.0%	0	0.0%
2. 執行側で原案を作成し、それを監査委員会で決定する。ただし、原案が否決された場合は、監査委員会で代替案を作成する	0	0.0%	1	2.4%	0	0.0%	1	2.6%	0	0.0%	0	0.0%
3. 原案の作成等は監査委員会側が主導権を持って準備するが、情報の入手等については執行側を活用する	13	36.1%	15	36.6%	12	35.3%	13	34.2%	1	50.0%	2	66.7%
4. 性質上執行側が対応すべきものを除き、原案の作成等を含め監査委員会側が自ら準備する	5	13.9%	8	19.5%	5	14.7%	8	21.1%	0	0.0%	0	0.0%
5. その他	2	5.6%	5	12.2%	2	5.9%	4	10.5%	0	0.0%	1	33.3%
回答社数	36	100.0%	41	100.0%	34	100.0%	38	100.0%	2	100.0%	3	100.0%

・「3. 原案の作成等は監査委員会側が主導権を持って準備するが、情報の入手等については執行側を活用する」が 36.6%と最多となった。監査委員会側が主導して準備する(選択肢 3 及び 4)の合計は 56.1%で 6.1 ポイント増加している。

### 問 15-8 会計監査人の選任又は再任

	全体				上場				非上場			
	2016年		2017年		2016年		2017年		2016年		2017年	
1. 今期新たに選任した	1	2.8%	0	0.0%	1	2.9%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
2. 前期から引き続き同じ会計監査人を再任した	35	97.2%	41	100.0%	33	97.1%	38	100.0%	2	100.0%	3	100.0%
3. その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	36	100.0%	41	100.0%	34	100.0%	38	100.0%	2	100.0%	3	100.0%

・前回は新たに会計監査人を選任した会社が1社あったが、今回はすべての会社で会計監査人が再任されている。

### 問 15-9-1 会計監査人の再任に関する監査委員会における審議等

	全体				上場				非上場			
	2016年		2017年		2016年		2017年		2016年		2017年	
1. 監査委員会で審議した	33	94.3%	40	97.6%	31	93.9%	37	97.4%	2	100.0%	3	100.0%
2. 監査委員会で審議していないが、監査委員間の確認を取った	2	5.7%	1	2.4%	2	6.1%	1	2.6%	0	0.0%	0	0.0%
3. 監査委員会で審議しておらず、また、監査委員間の確認も取っていない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	35	100.0%	41	100.0%	33	100.0%	38	100.0%	2	100.0%	3	100.0%

・会計監査人の再任について監査委員会で審議した会社が全体で97.6%と9割を超えており、大多数の会社が審議している。

### 問 15-9-2 会計監査人の再任に関する経営執行部からの確認依頼

	全体				上場				非上場			
	2016年		2017年		2016年		2017年		2016年		2017年	
1. 書面で確認の依頼があった	12	34.3%	14	34.1%	11	33.3%	13	34.2%	1	50.0%	1	33.3%
2. 口頭で確認の依頼があった	7	20.0%	9	22.0%	6	18.2%	8	21.1%	1	50.0%	1	33.3%
3. 書面でも口頭でも確認の依頼はなかった	16	45.7%	18	43.9%	16	48.5%	17	44.7%	0	0.0%	1	33.3%
回答社数	35	100.0%	41	100.0%	33	100.0%	38	100.0%	2	100.0%	3	100.0%

・書面か口頭かにかかわらず、経営執行部から確認の依頼があった会社が56.1%と過半数となっているが、半数近くの会社で確認依頼がないことは気がかりである。

問 15-9-3 会計監査人の再任に関する監査委員会の決定

	全体				上場				非上場			
	2016年		2017年		2016年		2017年		2016年		2017年	
1. 監査委員会の決定を 書面で提出した	23	65.7%	24	58.5%	22	66.7%	23	60.5%	1	50.0%	1	33.3%
2. 監査委員会の決定の 旨を口頭で伝えた	11	31.4%	13	31.7%	10	30.3%	11	28.9%	1	50.0%	2	66.7%
3. 監査委員会から決定 について何も伝えなかつた	1	2.9%	4	9.8%	1	3.0%	4	10.5%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	35	100.0%	41	100.0%	33	100.0%	38	100.0%	2	100.0%	3	100.0%

・「1. 監査委員会の決定を書面で提出した」が最も多く、全体の 58.5%で、ほとんどの会社で執行側に決定を伝えているが、「3. 監査委員会から決定について何も伝えなかつた」が6.9ポイント増加していることは気がかりである。

問 15-10 会計監査人の評価基準

	全体				上場				非上場			
	2016年		2017年		2016年		2017年		2016年		2017年	
1. 日本監査役協会「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を参考にして策定した会計監査人の評価基準を有する。	29	80.6%	38	92.7%	27	79.4%	35	92.1%	2	100.0%	3	100.0%
2. 日本監査役協会「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を参考にせず策定した会計監査人の評価基準を有する。	5	13.9%	2	4.9%	5	14.7%	2	5.3%	0	0.0%	0	0.0%
3. 会計監査人の評価基準を策定する予定はなく、会計監査人の品質管理体制や監査活動について適宜判断する。	0	0.0%	1	2.4%	0	0.0%	1	2.6%	0	0.0%	0	0.0%
4. その他	2	5.6%	0	0.0%	2	5.9%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	36	100.0%	41	100.0%	34	100.0%	38	100.0%	2	100.0%	3	100.0%

・全体としては選択肢1が前回から 12.1 ポイント増加して 92.7%と最も多く、監査役協会策定の実務指針を参考にした評価基準の採用が進んでいる。

問 16-1 財務報告内部統制報告書の提出会社

	全体				上場				非上場			
	2016年		2017年		2016年		2017年		2016年		2017年	
1. 提出会社である	34	94.4%	37	90.2%	34	100.0%	37	97.4%	0	0.0%	0	0.0%
2. 提出会社ではない	2	5.6%	4	9.8%	0	0.0%	1	2.6%	2	100.0%	3	100.0%
回答社数	36	100.0%	41	100.0%	34	100.0%	38	100.0%	2	100.0%	3	100.0%

・上場会社と非上場会社で分かれていることは前回調査と同様である。

問 16-2 財務報告内部統制報告制度に関する監査人との連携（複数回答可）

	全体				上場				非上場			
	2016年		2017年		2016年		2017年		2016年		2017年	
1. 財務報告内部統制監査を踏まえた監査人の監査計画について報告・説明を受けた	33	97.1%	35	94.6%	33	97.1%	35	94.6%	0	0.0%	0	0.0%
2. 財務報告内部統制監査を踏まえた監査委員会の監査計画を監査人に説明した	15	44.1%	16	43.2%	15	44.1%	16	43.2%	0	0.0%	0	0.0%
3. 四半期に1回以上、四半期決算報告聴取時などに監査人から財務報告内部統制の評価について状況報告を受けた	27	79.4%	27	73.0%	27	79.4%	27	73.0%	0	0.0%	0	0.0%
4. 定時株主総会に提出する監査委員会監査報告の作成時点で、監査人から財務報告内部統制監査の経過報告を「書面で」受領した(会計監査人の監査結果の一部として受領した場合を含む)	27	79.4%	30	81.1%	27	79.4%	30	81.1%	0	0.0%	0	0.0%
5. 定時株主総会に提出する監査委員会監査報告の作成時点で、監査人から財務報告内部統制監査の経過報告を「口頭で」受領した(会計監査人の監査結果の一部として受領した場合を含む)	6	17.6%	5	13.5%	6	17.6%	5	13.5%	0	0.0%	0	0.0%
6. 監査委員会監査報告作成後定時株主総会前に、監査人から財務報告内部統制監査の結果について報告・説明を受けた(監査人から執行部門への報告の際に取締役が立ち会った場合を含む)	14	41.2%	13	35.1%	14	41.2%	13	35.1%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	34		37		34		37		0		0	

・「1. 監査人の監査計画作成時」(全体で 94.6%)、「3. 四半期に1回以上、四半期レビュー報告時」(全体で 73.0%)、「4. 定時株主総会に提出する監査委員会監査報告の作成時」(書面で受領が全体で 81.1%)といった節目に大半の監査委員会が監査人から報告を受けていることは前回同様である。他方、「2. 財務報告内部統制監査を踏まえた監査委員会の監査計画を監査人に説明した」は、社数は増加しているものの比率としては 0.9 ポイント減少して 43.2%となっており、情報聴取に比べると少ない。

### 問 17-1 監査委員会への報告体制の構築運用状況

	全体				上場				非上場			
	2016年		2017年		2016年		2017年		2016年		2017年	
1. 体制の構築も運用も十分になされている	29	80.6%	34	82.9%	28	82.4%	32	84.2%	1	50.0%	2	66.7%
2. 体制の構築は十分であるが、その運用は十分とはいえない	6	16.7%	7	17.1%	5	14.7%	6	15.8%	1	50.0%	1	33.3%
3. 体制の構築も運用も十分とはいえない	1	2.8%	0	0.0%	1	2.9%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	36	100.0%	41	100.0%	34	100.0%	38	100.0%	2	100.0%	3	100.0%

・「1. 体制の構築も運用も十分になされている」の比率は 2.3 ポイント増加し 82.9%となっており、社数も 5 社増加している。「3. 体制の構築も運用も十分とはいえない」会社はなかった。

### 問 17-2 監査委員会に報告をした者が不利な取扱いを受けない体制

	全体				上場				非上場			
	2016年		2017年		2016年		2017年		2016年		2017年	
1. 体制の構築も運用も十分になされている	28	77.8%	36	87.8%	28	82.4%	34	89.5%	0	0.0%	2	66.7%
2. 体制の構築は十分であるが、その運用は十分とはいえない	5	13.9%	3	7.3%	4	11.8%	2	5.3%	1	50.0%	1	33.3%
3. 体制の構築も運用も十分とはいえない	1	2.8%	0	0.0%	1	2.9%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
4. その他	2	5.6%	2	4.9%	1	2.9%	2	5.3%	1	50.0%	0	0.0%
回答社数	36	100.0%	41	100.0%	34	100.0%	38	100.0%	2	100.0%	3	100.0%

・「1. 体制の構築も運用も十分になされている」会社数は 8 社増加し、比率でも全体で 10 ポイント増加して 87.8%となっている。

### 問 17-3 監査委員会の費用等に係る体制

	全体				上場				非上場			
	2016年		2017年		2016年		2017年		2016年		2017年	
1. 体制の構築も運用も十分になされている	35	97.2%	40	97.6%	33	97.1%	37	97.4%	2	100.0%	3	100.0%
2. 体制の構築は十分であるが、その運用は十分とはいえない	0	0.0%	1	2.4%	0	0.0%	1	2.6%	0	0.0%	0	0.0%
3. 体制の構築も運用も十分とはいえない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
4. その他	1	2.8%	0	0.0%	1	2.9%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	36	100.0%	41	100.0%	34	100.0%	38	100.0%	2	100.0%	3	100.0%

・「1. 体制の構築も運用も十分になされている」会社の割合が全体で 97.6%と大多数を占めている。

#### 問 17-4 内部通報制度の有無

	全体				上場				非上場			
	2016年		2017年		2016年		2017年		2016年		2017年	
1. 内部通報制度がある	36	100.0%	41	100.0%	34	100.0%	38	100.0%	2	100.0%	3	100.0%
2. 内部通報制度はない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	36	100.0%	41	100.0%	34	100.0%	38	100.0%	2	100.0%	3	100.0%

・すべての会社が内部通報制度を有していることは前回と同様である。

#### 問 17-5 監査委員会への通報窓口の有無

	全体				上場				非上場			
	2016年		2017年		2016年		2017年		2016年		2017年	
1. 監査委員会(もしくは特定の監査委員)も内部通報の窓口の1つになっている	15	41.7%	19	46.3%	15	44.1%	19	50.0%	0	0.0%	0	0.0%
2. 監査委員会(もしくは特定の監査委員)は内部通報の窓口になっていない	21	58.3%	22	53.7%	19	55.9%	19	50.0%	2	100.0%	3	100.0%
回答社数	36	100.0%	41	100.0%	34	100.0%	38	100.0%	2	100.0%	3	100.0%

・監査委員会(もしくは特定の監査委員)が内部通報の窓口になっている会社の比率は監査役(会)設置会社の場合(31.7%)よりは比率が高いものの、46.3%で一般的にはなっていない状況である(監査役(会)設置会社版問 19-6)。取締役の職務執行の監査という監査委員会の職責を考えると、その他の機関設計と同様に内部通報の通報状況とその対応につき執行側からタイムリーに報告があるかがより重要で、問 17-1 の監査委員会への報告体制の構築運用状況と合わせ考察する必要がある。

問 18-1 監査委員の報酬等の制度（複数回答可）

	全体				上場				非上場			
	2016年		2017年		2016年		2017年		2016年		2017年	
1. 月額報酬(定額基本給+業績連動給)	6	21.4%	4	12.5%	6	23.1%	4	13.8%	0	0.0%	0	0.0%
2. 月額報酬(定額基本給のみ)	22	78.6%	28	87.5%	20	76.9%	25	86.2%	2	100.0%	3	100.0%
3. 賞与の支給制度	4	14.3%	3	9.4%	4	15.4%	2	6.9%	0	0.0%	1	33.3%
4. 退職慰労金の支給制度	1	3.6%	1	3.1%	1	3.8%	1	3.4%	0	0.0%	0	0.0%
5. スtock・オプションの支給制度	5	17.9%	3	9.4%	5	19.2%	3	10.3%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	28		32		26		29		2		3	

・監査委員の報酬としては「2. 月額報酬(定額基本給のみ)」が全体で9.1ポイント増加して87.5%となっている。「1. 月額報酬(定額基本給+業績連動給)」は8.9ポイント減少して12.5%となっている。

問 18-2 監査委員への賞与の支給の有無

	全体				上場				非上場			
	2016年		2017年		2016年		2017年		2016年		2017年	
1. あった	4	100.0%	3	100.0%	4	100.0%	2	100.0%	0	0.0%	1	100.0%
2. なかった	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	4	100.0%	3	100.0%	4	100.0%	2	100.0%	0	0.0%	1	100.0%

・監査委員の賞与制度を採用している会社ではすべての会社で実際に支給していることは前回調査と同様である。



問 18-3 監査委員の年額報酬額

①全体

全体 上段:人数 下段:比率	2016年					2017年				
	社内 常勤	社外 常勤	社内 非常勤	社外 非常勤	合計	社内 常勤	社外 常勤	社内 非常勤	社外 非常勤	合計
1. ~200万円未満	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	2.1%
2. 200万円以上～ 500万円未満	0	0	0	5	5	0	0	0	3	3
	0.0%	0.0%	0.0%	9.4%	6.5%	0.0%	0.0%	0.0%	11.5%	6.4%
3. 500万円以上～ 750万円未満	0	1	0	12	13	0	1	0	4	5
	0.0%	20.0%	0.0%	22.6%	16.9%	0.0%	25.0%	0.0%	15.4%	10.6%
4. 750万円以上～ 1,000万円未満	1	0	2	8	11	0	1	0	5	6
	6.3%	0.0%	66.7%	15.1%	14.3%	0.0%	25.0%	0.0%	19.2%	12.8%
5. 1,000万円以上～ 1,250万円未満	1	0	0	26	27	1	0	0	7	8
	6.3%	0.0%	0.0%	49.1%	35.1%	6.7%	0.0%	0.0%	26.9%	17.0%
6. 1,250万円以上～ 1,500万円未満	0	0	0	0	0	1	0	0	1	2
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	6.7%	0.0%	0.0%	3.8%	4.3%
7. 1,500万円以上～ 1,750万円未満	2	0	0	0	2	1	0	0	2	3
	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%	2.6%	6.7%	0.0%	0.0%	7.7%	6.4%
8. 1,750万円以上～ 2,000万円未満	3	1	1	0	5	1	0	1	0	2
	18.8%	20.0%	33.3%	0.0%	6.5%	6.7%	0.0%	50.0%	0.0%	4.3%
9. 2,000万円以上～ 2,500万円未満	2	1	0	0	3	2	1	0	1	4
	12.5%	20.0%	0.0%	0.0%	3.9%	13.3%	25.0%	0.0%	3.8%	8.5%
10. 2,500万円以上 ～3,000万円未満	1	1	0	1	3	4	1	0	2	7
	6.3%	20.0%	0.0%	1.9%	3.9%	26.7%	25.0%	0.0%	7.7%	14.9%
11. 3,000万円以上	6	1	0	1	8	5	0	0	1	6
	37.5%	20.0%	0.0%	1.9%	10.4%	33.3%	0.0%	0.0%	3.8%	12.8%
合計人数	16	5	3	53	77	15	4	2	26	47
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

## (上場/非上場別)

上場会社 上段:人数 下段:比率	2016年					2017年				
	社内 常勤	社外 常勤	社内 非常勤	社外 非常勤	合計	社内 常勤	社外 常勤	社内 非常勤	社外 非常勤	合計
1. ~200万円未満	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	2.2%
2. 200万円以上~ 500万円未満	0	0	0	3	3	0	0	0	2	2
	0.0%	0.0%	0.0%	5.9%	4.1%	0.0%	0.0%	0.0%	8.0%	4.4%
3. 500万円以上~ 750万円未満	0	0	0	12	12	0	0	0	4	4
	0.0%	0.0%	0.0%	23.5%	16.2%	0.0%	0.0%	0.0%	16.0%	8.9%
4. 750万円以上~ 1,000万円未満	1	0	2	8	11	0	1	0	5	6
	6.3%	0.0%	66.7%	15.7%	14.9%	0.0%	33.3%	0.0%	20.0%	13.3%
5. 1,000万円以上~ 1,250万円未満	1	0	0	26	27	1	0	0	7	8
	6.3%	0.0%	0.0%	51.0%	36.5%	6.7%	0.0%	0.0%	28.0%	17.8%
6. 1,250万円以上~ 1,500万円未満	0	0	0	0	0	1	0	0	1	2
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	6.7%	0.0%	0.0%	4.0%	4.4%
7. 1,500万円以上~ 1,750万円未満	2	0	0	0	2	1	0	0	2	3
	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%	2.7%	6.7%	0.0%	0.0%	8.0%	6.7%
8. 1,750万円以上~ 2,000万円未満	3	1	1	0	5	1	0	1	0	2
	18.8%	25.0%	33.3%	0.0%	6.8%	6.7%	0.0%	50.0%	0.0%	4.4%
9. 2,000万円以上~ 2,500万円未満	2	1	0	0	3	2	1	0	1	4
	12.5%	25.0%	0.0%	0.0%	4.1%	13.3%	33.3%	0.0%	4.0%	8.9%
10. 2,500万円以上 ~3,000万円未満	1	1	0	1	3	4	1	0	2	7
	6.3%	25.0%	0.0%	2.0%	4.1%	26.7%	33.3%	0.0%	8.0%	15.6%
11. 3,000万円以上	6	1	0	1	8	5	0	0	1	6
	37.5%	25.0%	0.0%	2.0%	10.8%	33.3%	0.0%	0.0%	4.0%	13.3%
合計人数	16	4	3	51	74	15	3	2	25	45
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

非上場会社 上段:人数 下段:比率	2016年					2017年				
	社内 常勤	社外 常勤	社内 非常勤	社外 非常勤	合計	社内 常勤	社外 常勤	社内 非常勤	社外 非常勤	合計
1. ~200万円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 200万円以上～ 500万円未満	0	0	0	2	2	0	0	0	1	1
	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	66.7%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	50.0%
3. 500万円以上～ 750万円未満	0	1	0	0	1	0	1	0	0	1
	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	50.0%
4. 750万円以上～ 1,000万円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 1,000万円以上～ 1,250万円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. 1,250万円以上～ 1,500万円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. 1,500万円以上～ 1,750万円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
8. 1,750万円以上～ 2,000万円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
9. 2,000万円以上～ 2,500万円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
10. 2,500万円以上 ～3,000万円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
11. 3,000万円以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
合計人数	0	1	0	2	3	0	1	0	1	2
	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%

問 18-4 常勤監査委員の月額報酬レベル

①社内常勤

	全体				上場				非上場			
	2016年		2017年		2016年		2017年		2016年		2017年	
1. 執行役社長	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
2. 執行役副社長	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
3. 専務執行役	3	20.0%	2	14.3%	3	20.0%	2	14.3%	0	0.0%	0	0.0%
4. 常務執行役	4	26.7%	6	42.9%	4	26.7%	6	42.9%	0	0.0%	0	0.0%
5. 執行役(部長兼務者を含む)	3	20.0%	3	21.4%	3	20.0%	3	21.4%	0	0.0%	0	0.0%
6. 執行役ではない部長	4	26.7%	2	14.3%	4	26.7%	2	14.3%	0	0.0%	0	0.0%
7. その他	1	6.7%	1	7.1%	1	6.7%	1	7.1%	0	0.0%	0	0.0%
合計人数	15	100.0%	14	100.0%	15	100.0%	14	100.0%	0	0.0%	0	0.0%

②社外常勤

	全体				上場				非上場			
	2016年		2017年		2016年		2017年		2016年		2017年	
1. 執行役社長	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
2. 執行役副社長	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
3. 専務執行役	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
4. 常務執行役	1	33.3%	2	50.0%	1	50.0%	2	66.7%	0	0.0%	0	0.0%
5. 執行役(部長兼務者を含む)	1	33.3%	1	25.0%	0	0.0%	1	33.3%	1	100.0%	0	0.0%
6. 執行役ではない部長	0	0.0%	1	25.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	100.0%
7. その他	1	33.3%	0	0.0%	1	50.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計人数	3	100.0%	4	100.0%	2	100.0%	3	100.0%	1	100.0%	1	100.0%

問 18-5 三委員会の委員の手当

	全体				上場				非上場			
	2016年		2017年		2016年		2017年		2016年		2017年	
1. 委員会の委員には、三委員会同額の手当が支給されている	4	16.0%	4	14.8%	4	16.7%	4	15.4%	0	0.0%	0	0.0%
2. 三委員会それぞれに手当があるが、監査委員には他の委員より多額の手当が支給されている	4	16.0%	5	18.5%	4	16.7%	5	19.2%	0	0.0%	0	0.0%
3. 監査委員のみに手当が支給されている	1	4.0%	1	3.7%	1	4.2%	1	3.8%	0	0.0%	0	0.0%
4. どの委員会の委員にも手当は支給されていない	14	56.0%	15	55.6%	13	54.2%	14	53.8%	1	100.0%	1	100.0%
5. その他	2	8.0%	2	7.4%	2	8.3%	2	7.7%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	25	100.0%	27	100.0%	24	100.0%	26	100.0%	1	100.0%	1	100.0%

・「4. どの委員会の委員にも手当は支給されていない」が前回と同様過半を占めているが、取締役としての報酬で考慮されているものと推測される。

#### IV 会社法改正の影響について

##### 問 19-1 監査等委員会設置会社への移行①(移行の検討状況)

	全体				上場				非上場			
	2016年		2017年		2016年		2017年		2016年		2017年	
1. 移行する予定である(決定している)	0	0.0%	1	2.4%	0	0.0%	1	2.6%	0	0.0%	0	0.0%
2. 検討している(今後検討する予定である)し、移行に強い関心を持っている	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
3. 検討している(今後検討する予定である)が、まだ方向性は出ていない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
4. 検討している(今後検討する予定である)が、移行に否定的である	2	5.6%	0	0.0%	2	5.9%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
5. 検討していないし、今後も検討の予定はない	34	94.4%	38	92.7%	32	94.1%	35	92.1%	2	100.0%	3	100.0%
6. その他	0	0.0%	2	4.9%	0	0.0%	2	5.3%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	36	100.0%	41	100.0%	34	100.0%	38	100.0%	2	100.0%	3	100.0%

・今後も検討予定のない会社がほとんどであるが、移行が決定している会社が1社ある。

##### 問 19-2 監査等委員会設置会社への移行②(移行の検討契機)(複数選択可)

	全体				上場				非上場			
	2016年		2017年		2016年		2017年		2016年		2017年	
1. 監査委員会が提案した	2	100.0%	0	0.0%	2	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
2. 代表取締役等が提案した	1	50.0%	0	0.0%	1	50.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
3. 執行部門が提案した	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
4. 親会社が提案した	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
5. その他	0	0.0%	1	100.0%	0	0.0%	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	2		1		2		1		0		0	

問 20-1 責任限定契約①(定款における規定の有無)

	全体				上場				非上場			
	2016年		2017年		2016年		2017年		2016年		2017年	
1. 社外役員のみを対象とした規定を設けている	8	22.2%	10	24.4%	7	20.6%	9	23.7%	1	50.0%	1	33.3%
2. 非業務執行取締役全員を対象とした規定を設けている	27	75.0%	29	70.7%	26	76.5%	28	73.7%	1	50.0%	1	33.3%
3. 責任限定契約についての規定を設けていない	1	2.8%	2	4.9%	1	2.9%	1	2.6%	0	0.0%	1	33.3%
回答社数	36	100.0%	41	100.0%	34	100.0%	38	100.0%	2	100.0%	3	100.0%

・ほとんどの会社で規定が設けられており、7割以上の会社で社内非業務執行役員も対象となっている。

問 20-2 責任限定契約②(責任限定対象役員)(複数回答可)

	全体				上場				非上場			
	2016年		2017年		2016年		2017年		2016年		2017年	
1. 社外取締役(監査委員以外)	27	77.1%	31	79.5%	25	75.8%	29	78.4%	2	100.0%	2	100.0%
2. 社内取締役(監査委員以外)			13	33.3%			12	32.4%			1	50.0%
3. 社外非常勤の監査委員	33	94.3%	32	82.1%	31	93.9%	31	83.8%	2	100.0%	1	50.0%
4. 社外常勤の監査委員	7	20.0%	4	10.3%	6	18.2%	3	8.1%	1	50.0%	1	50.0%
5. 社内非常勤の監査委員	3	8.6%	3	7.7%	3	9.1%	3	8.1%	0	0.0%	0	0.0%
6. 社内常勤の監査委員	14	40.0%	15	38.5%	14	42.4%	15	40.5%	0	0.0%	0	0.0%
7. 定款変更のみ行い、実際の契約は締結しない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
8. その他	6	17.1%	3	7.7%	6	18.2%	3	8.1%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	35		39		33		37		2		2	

・実際に責任限定契約を締結している者の属性として、最も多いのは「3. 社外非常勤の監査委員」であり、全体で82.1%と大多数が責任限定契約の対象となっている。

・次に多いのは「1. 社外取締役(監査委員以外)」で、全体で79.5%である。

・常勤もしくは社内の監査委員が責任限定契約を締結している割合は、社外非常勤と比べてかなり低く、数値としては横ばいである。

## V. コーポレートガバナンス・コードへの対応について

### 問 21 コーポレートガバナンス・コードによる変化(複数回答可)

	全体				上場				非上場			
	2016年		2017年		2016年		2017年		2016年		2017年	
1. 株主総会以外の株主との接点・対話の機会の増加	13	36.1%	12	29.3%	12	35.3%	11	28.9%	1	50.0%	1	33.3%
2. 取締役会における審議案件の絞り込み	15	41.7%	14	34.1%	14	41.2%	13	34.2%	1	50.0%	1	33.3%
3. 職責を全うするためのトレーニングの機会の拡充	15	41.7%	15	36.6%	14	41.2%	14	36.8%	1	50.0%	1	33.3%
4. 特に変化はない	6	16.7%	9	22.0%	6	17.6%	9	23.7%	0	0.0%	0	0.0%
5. 非上場であり該当しない	1	2.8%	3	7.3%	0	0.0%	1	2.6%	1	50.0%	2	66.7%
6. その他	6	16.7%	6	14.6%	6	17.6%	6	15.8%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	36	100.0%	41	100.0%	34	100.0%	38	100.0%	2	100.0%	3	100.0%

・「4. 特に変化はない」の比率は22.0%で、大半の会社においてコーポレートガバナンス・コードを受けた変化が生じている。

### 問 21 「6. その他」の記載例

・オフサイト会議の実施  
 ・取締役会の実効性評価の実施、政策保有株式の評価の実施  
 ・取締役会の自己評価、監査委員会の自己評価、取締役会において資本政策・配当政策についてディスカッション、IR活動について取締役会へ報告、コーポレートガバナンス・コードに関する取組みの年次レビュー結果を取締役会へ報告、企業行動基準についての全役職員へのアンケート結果を取締役会へ報告等を定期的実施するようになった。

問 22 監査委員会の実効性評価(複数回答可)

	2017 年					
	全体		上場		非上場	
1. 監査委員会で自己評価アンケートを実施し、結果を公開している	3	7.3%	2	5.3%	1	33.3%
2. 結果は非公開だが、監査委員会で自己評価アンケートを実施している	7	17.1%	7	18.4%	0	0.0%
3. 自己評価アンケートは実施していないが、監査委員会でチェックリストに基づき自己評価している	7	17.1%	7	18.4%	0	0.0%
4. 特段の評価はしていないが、期末や期初の監査委員会で前期の監査活動を振り返り、将来の監査に向けて意見交換をしている	15	36.6%	14	36.8%	1	33.3%
5. 特段の評価はしていないが、年間を通じた監査活動の中で随時実効性について検証している	6	14.6%	5	13.2%	1	33.3%
6. 評価を意識した活動は行っていない	3	7.3%	3	7.9%	0	0.0%
7. その他(具体的にご記入ください)	5	12.2%	5	13.2%	0	0.0%
回答社数	41	100.0%	38	100.0%	3	100.0%

・9割以上の会社で何らかの評価を意識した活動が行われている。また、自己評価そのものを実施している会社(選択肢1~3)が少数派である点は監査役(会)設置会社と同様ではあるが、相対的に比率は高い(監査役(会)設置会社版問24)。

問 22 「7. その他」の記載例

・取締役会実効性評価の一部として監査委員会の評価を実施している  
(同旨回答複数あり)

以上